

ING・インドネシア株式ファンド

追加型投信／海外／株式

設定・運用は

アイエヌジー投信株式会社

ING・インドネシア株式ファンド

追加型投信／海外／株式

※本書は、金融商品取引法第13条第2項第1号に基づき交付される目論見書（「交付目論見書」）です。
※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

設定・運用は

アイエヌジー投信株式会社

ING 

- 「ING・インドネシア株式ファンド」の受益権の募集については、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年10月23日に関東財務局に提出し、平成21年11月8日にその効力が発生しております。
- 金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、投資家の請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合は、投資家自らが当該請求を行った旨を記録する必要があります。なお、本投資信託説明書(交付目論見書)は、請求目論見書が添付されております。
- 「ING・インドネシア株式ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

下記の事項は、ING・インドネシア株式ファンド(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

■当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは外貨建資産に投資しますので為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株式の価格変動リスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

■当ファンドにかかる手数料等について

◆申込手数料

お申込み日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に3.675%(税抜き3.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にてご確認ください。

◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。ただし、換金(解約)時に下記の信託財産留保額をご負担いただきます。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.785%(税抜き年 1.70%)の率を乗じて得た額とします。

◆信託財産留保額

1口につき基準価額に0.5%の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用^(*)

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

目論見書の概要

ING・インドネシア株式ファンド

当概要は、後掲の交付目論見書の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。ご購入に際しましては、運用方針、リスク等につき十分ご理解の上、お申込みいただきますよう、お願いいたします。詳細は交付目論見書本文をご覧ください。

商 品 分 類	追加型投信／海外／株式
投資の基本方針	この投資信託は主にING・インドネシア株式マザーファンドへの投資を通じて信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。
主な投資対象	ING・インドネシア株式マザーファンド受益証券への投資を通じインドネシアの企業の株式（預託証券（DR）を含みます。）に投資します。（当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。）
主な投資制限	● 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ● 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ● 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ● 同一銘柄の株式への実質組入割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
主 な リ ス ク	ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。またファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関でファンドを購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、以下に掲げる当ファンドに係るリスク（以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。また、詳細については交付目論見書本文をご覧ください。）を十分に認識していただくことが求められます。 ● 株価変動リスク ● 為替変動リスク ● 信用リスク ● 流動性リスク ● カントリーリスク ● 換金性が制限されるリスク ● 解約資金の流出に伴うリスク ● 投資対象に係る留意点
信 託 設 定 日	平成21年11月30日（月）
信 託 期 間	原則として無期限です。
決 算 日	毎年6月7日、12月7日（年2回）ただし、休業日の場合は翌営業日とします。 なお、第1期の決算日は平成22年6月7日（月）となります。

ING・インドネシア株式ファンド

収 益 分 配	毎決算期に、基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行う方針です。ただし、分配対象が少額の場合は分配を行わないこともあります。なお、自動けいぞく投資コースの場合は、収益分配金の手取額は自動的に当ファンドの買付けにあてられます。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率1.785% (税抜き 1.70%) 相当額
お 申 込 期 間	当初申込期間:平成21年11月9日 (月) から平成21年11月27日 (金) まで 継続申込期間:平成21年11月30日 (月) から平成23年3月7日 (月) まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
お 申 込 価 額	お申込日の翌営業日における基準価額 (当初申込期間中は、1口当たり1円)
取 扱 い コー ス	一般コースと自動けいぞく投資コースの設定がございますが、販売会社ごとに取扱いコースが異なりますので販売会社または委託会社までお問い合わせください。
お 申 込 単 位	販売会社が定める単位とします。
お 申 込 手 数 料	取得申込金額*、取得申込代金**または口数に応じ、料率の上限を基準価額 (当初申込期間中は、1口当たり1円) の3.675% (税抜き3.5%) として、販売会社が定めます。 * 取得申込金額とは、1口当りの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額のことで、申込手数料および消費税等は含まれません。 **取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計のことで、申込手数料および消費税等に相当する金額が含まれます。
ご 換 金	クローズド期間はございませんので、いつでもご換金いただけます (販売会社の非営業日またはインドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、香港の銀行の休業日は除きます)。換金代金の支払いは原則として換金請求受付日から起算して6営業日目から販売会社で支払われます。
ご 換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
ご 換 金 価 額	ご換金お申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.5%

ING・インドネシア株式ファンドのポイント

1. 豊富な天然資源と恵まれた労働力を擁し、今後の成長が期待されるインドネシアの株式等に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指します。

当ファンドはマザーファンドを通じて、主としてインドネシアの株式等に投資を行います。

2. マザーファンドの運用は、アジアで豊富な経験と実績を持つアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）のアジア株式運用チームが行います。

INGグループが持つアジア拠点の調査体制を活用し、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドはマザーファンドを通じて外貨建株式等に投資を行いますので、外国通貨と円との為替変動の影響を受けます。

市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

インドネシアのご紹介

ビタン島

90年代から開発が進むリゾート地。ボーキサイト産地としても知られる

バンドン

ジャワ島西ジャワ州の州都で商業、芸術、教育の中心地

ジョグジャカルタ

ポロブトゥール仏教遺跡、ブランバナン寺院といった世界遺産があるインドネシア最大の観光地のひとつ

シンガポール

ブルネイ

マレーシア

インドネシア

オーストラリア

ジャカルタ

インドネシアの首都で同国最大の都市。東南アジア諸国連合（ASEAN）の事務局を抱える東南アジア有数の国際都市

スラバヤ

インドネシア第2の都市であり、東ジャワ州の州都

バリ島

世界有数のリゾートアイランド。島民の9割がバリ・ヒンズーの信者であり、独自の文化を色濃く残す

インドネシア共和国の概要

面	積	約189万平方キロメートル（日本の約5倍）
人	口	約2億2,800万人（2008年政府推計、世界第4位、アジア第3位）
首	都	ジャカルタ 人口約914万人（2008年政府推計）
主	要	産 業
通	貨	インドネシア・ルピア 100インドネシア・ルピア = 約0.93円
言	語	インドネシア語
宗	教	イスラム教、キリスト教、ヒンズー教ほか
格	付	け
		Ba2/BB+（Moody's/S&P、自国通貨建て長期債格付け）

（出所）外務省、ブルームバーグ 2009年9月末現在

上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

インドネシアの魅力

1. 高い潜在成長力

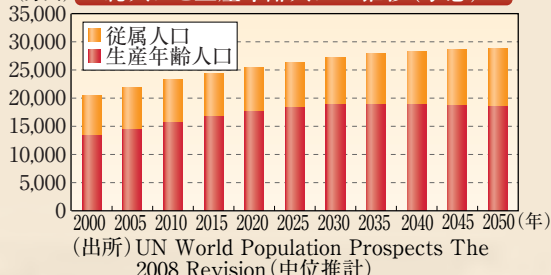
多様かつ豊富な天然資源と世界第4位となる約2億3,000万人の人口を擁するインドネシアは、非常に高い潜在成長力を有しています。堅調な内需に支えられたインドネシアは、世界的な景気減速の中でも、インド、中国とともに、比較的高い経済成長が見込まれています。

インドネシアの主な天然資源

	生産高	世界シェア	順位
すず鉱	10.2万トン	31.3%	第2位
ニッケル鉱	14万トン	8.9%	第4位
銅鉱	81.6万トン	5.4%	第6位
金鉱	164,400kg	6.7%	第6位
石炭	152百万トン	3.4%	第7位
天然ガス	2,981千兆ジュール	2.6%	第8位

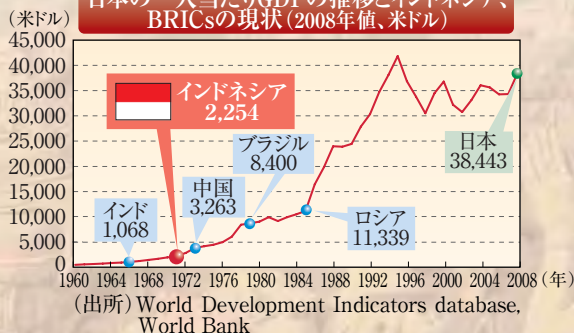
(出所) 世界国勢図会2009／2010、2006年値
(すず鉱は2007年、石炭は2005年)

総人口と生産年齢人口の推移(予想)

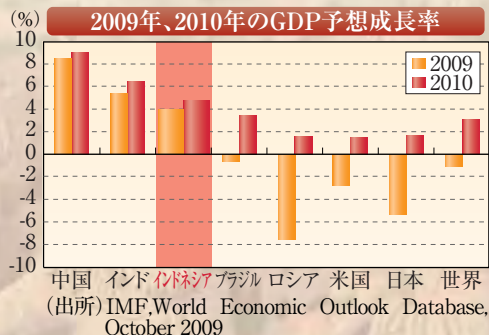


従属人口：0歳から14歳までの年少人口と、65歳以上の老年人口を合計した人口
生産年齢人口：15歳から64歳までの人口。労働市場において中核を担う層

日本の一人当たりGDPの推移とインドネシア、BRICsの現状(2008年値、米ドル)



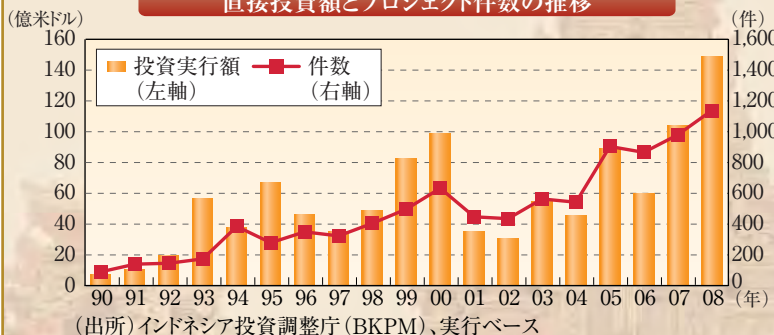
2009年、2010年のGDP予想成長率



2. 成長を支える直接投資

魅力的な消費市場、廉価で質の高い労働力を背景に、海外からの直接投資は増加傾向にあります。

直接投資額とプロジェクト件数の推移



日系企業進出状況

企業数	1,024社
企業名	トヨタ自動車、本田技研、パナソニック、日本電気、帝人、花王、味の素、ヤクルト、日清食品、旭硝子、三菱倉庫、三菱東京UFJ銀行など

(出所) ジェトロホームページ 2007年4月時点、(ジェトロ・ジャカルタ調べ)
上記は、参考情報であり、いかなる有価証券等の売買の勧誘を目的としたものでもなく、一般的または特定の投資助言を意図するものでもありません。

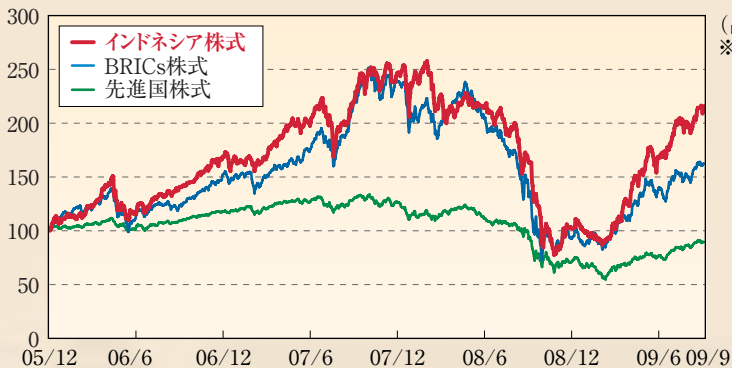
上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

3. 発展が期待される株式市場

世界的な金融危機の影響を受け、インドネシア株式市場は大きく下落したものの、好調な経済に支えられ回復基調にあります。また、経済規模に比べインドネシア株式市場の規模は小さく、今後の発展が期待されます。

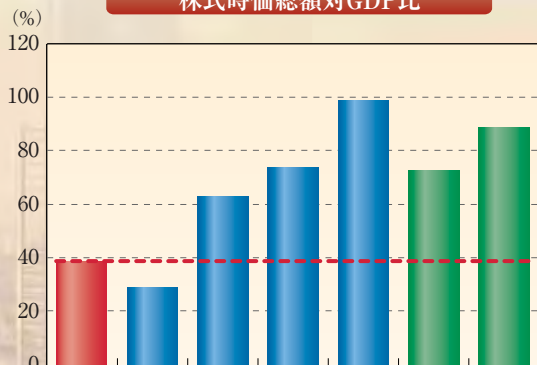
代表的な株価指数の推移



(出所) MSCI Barra, ブルームバーグ
※2005年12月末を100として指数化。インドネシア株式:ジャカルタ総合指数(米ドル換算ベース)、BRICs株式:MSCI BRICインデックス(米ドルベース)、先進国株式:MSCI ワールド・インデックス(米ドルベース)
MSCIインデックスは、MSCIインクが公表している株式を対象とした指数であり、その著作権等の知的財産権その他一切の権利は、同社に帰属します。

左記のデータは過去のものであり、将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

株式時価総額対GDP比

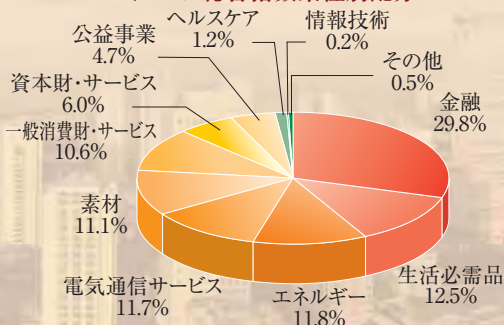


(出所) ブルームバーグおよびIMF World Economic Outlook Database, October 2009の2008年GDP予測データを基にアイエヌジー投信が作成
株式時価総額は2009年9月末時点

＜ご参考＞ジャカルタ総合指数について

- ・インドネシアの代表的な株価指数
- ・構成銘柄数 387社
- ・指数時価総額 約1,900兆ルピア(約17.7兆円*)

＜ジャカルタ総合指数業種別配分＞



(出所) ブルームバーグ 2009年9月末現在

*100ルピア=0.93円で円換算

上記は、参考情報であり、いかなる有価証券等の売買の勧誘を目的としたものでもなく、一般的または特定の投資助言を意図するものではありません。

ご投資の手引き(Q & A)

Q1 申込みはどのようにしたらよいのですか？

お申込みは、販売会社が取扱います。お申込みの際は、取引口座の開設等、所定の手続が必要となります。販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた申込み（販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、香港の銀行の休業日にあたる場合には、お申込みはお受けしておりません。

当ファンドには、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」がありますが、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

お申込みの際には申込手数料および消費税等をご負担いただきます。申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口当たり1円）に、取得申込金額*、取得申込代金**あるいは取得申込口数に応じて3.675%（税抜き 3.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

* 取得申込金額…1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税に相当する金額は含まれません。

**取得申込代金…取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいいます。申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税に相当する金額が含まれます。

申込単位および申込手数料は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号03-5210-0653（9:00～17:00 土、日、祝日除く）

Q2 <一般コース>と<自動けいぞく投資コース>の主な違いは何ですか？

収益分配金が支払われると、<一般コース>の場合には、税金等を差引いた後にお客様に支払われます。一方、<自動けいぞく投資コース>の場合には、税金等を差引いた後に、自動的に当ファンドを買付けます（再投資）。なお、この場合には、お申込手数料等はかかりません。

Q3 収益分配は行われますか？

毎年2回決算（6月7日、12月7日。ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行う方針です。ただし、分配対象が少額の場合は分配を行わないこともあります。なお、<一般コース>では、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金の手取額が支払われます。<自動けいぞく投資コース>の場合には、収益分配金の手取額は、原則として決算日の翌営業日に、自動的に当ファンドの買付けにあてられます。

ING・インドネシア株式ファンド

Q4

途中換金はできますか？

当ファンドでは、クローズド期間（設定後、解約ができない一定の期間を言います。）は設けておりませんので、販売会社および委託会社の非営業日またはインドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、香港の銀行の休業日を除き、原則としていつでもご換金できます。販売会社および委託会社の営業日の午後3時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。なお、ご換金によるお受取金額は、所得税および地方税控除後の金額となります。

所得税および地方税・・・換金時の差益※に対し計10%*相当額

※換金時の差益とは、解約価額から取得費用（税込申込手数料を含みます。）を控除した利益をいいます。解約価額とは解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.5%）を控除した額をいいます。

なお、取引所における取引停止、その他やむを得ない事情が発生したときには、解約をお受けできない場合がございます。

*法人の受益者の場合等、課税の詳細につきましては、交付目論見書本文をご覧ください。販売会社にお問い合わせ下さい。

Q5

信託期間は何年ですか？

原則として無期限です。

Q6

運用状況を知ることはできますか？

毎日の基準価額は販売会社にお問い合わせください。また、日本経済新聞にも毎日の基準価額を掲載します。また、毎期決算後（毎年6月7日および12月7日。ただし、当日が休業日の場合は翌営業日）および信託期間終了時に期中の運用経過や信託財産の内容などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じてお届けいたします。

目論見書の概要

Q7

実際にどのような費用・税金が発生するのですか？

＜お申込時等にご負担いただく費用・税金等＞

時 期	項 目	ご負担いただく費用・税金等
お 申 込 時	お 申 込 手 数 料	お申込日の翌営業日の基準価額の3.675% (税抜き3.5%) を上限としてとして販売会社が定めます。
ご 換 金 時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.5%
	所得税および地方税	換金時の差益×10%* ●換金時の差益とは、解約価額から取得費用 (税込申込手数料を含みます。) を控除した利益をいいます。解約価額とは解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額 (基準価額の0.5%) を控除した額をいいます。
収益分配時	所得税および地方税	(普通分配金) ×10%*

*法人の受益者の場合等、課税の詳細につきましては、交付目論見書本文をご覧ください。販売会社にお問い合わせ下さい。

＜信託財産から支払われる費用＞

時 期	項 目	ご負担いただく費用	
毎 日	信 託 報 酬	総 額	(純資産総額) ×年率1.785% (税抜き1.70%)
		委託会社	(純資産総額) ×年率0.8715% (税抜き0.83%)
		販売会社	(純資産総額) ×年率0.84% (税抜き0.80%)
		受託銀行	(純資産総額) ×年率0.0735% (税抜き 0.07%)

＜その他の費用＞

- 組入有価証券の売買時の売買委託手数料 (消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利等ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産の財務諸表の監査に要する費用 (消費税等相当額を含みます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。)
費用等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

主なリスクおよび留意点

当ファンドは、主として「ING・インドネシア株式マザーファンド」を通じて、外貨建株式など値動きのある証券に投資し、為替ヘッジを行いませんので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

下記は、主なリスクおよび留意点であり、当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。詳しくは交付目論見書本文でご確認ください。

● 株価変動リスク

株価は、政治・経済動向、発行企業の業績、市場の需給関係等により変動します。現時点で株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

● 為替変動リスク

ファンドは、主として外貨建資産に投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済動向、為替市場の需給、為替管理政策の変更等の要因により大幅に変動する場合があります。ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

● 信用リスク

株式の発行企業が債務不履行になった場合、当該企業の株価は大きく値下がりし、または、全く価値のないものになる可能性があります。発行企業の倒産、財務・信用状況の悪化等の影響により株価が下落すると、基準価額が下落する要因となります。

● 流動性リスク

株式や債券等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、発行量の少ない場合や、多くの有価証券が長期保有の意思をもって保有されており流通量が少ない場合等、ファンドが最適と考えるタイミングで売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

● カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。また、エマージング・マーケット（新興国市場）は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、情報開示制度や決済システム等が十分でない場合があることから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

● 換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治・経済情勢の変化等による証券取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

● 解約資金の流出に伴うリスク

大量の解約資金を手当てするために保有有価証券等を売却する場合、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。さらに、ファンドはファミリーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によってもファンドの基準価額に影響を受けることがあります。また、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利はファンドが負担することになります。

● 投資対象に係る留意点

ファンドは、特定の国・地域に絞った銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築しますので、株価変動、為替変動、信用、流動性リスクが相対的に大きくなる傾向にあり、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きくなる場合があります。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第 1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	11
3 投資リスク	21
4 手数料等及び税金	24
5 運用状況	26
6 手続等の概要	26
7 管理及び運営の概要	27
第 2 財務ハイライト情報	30
第 3 内国投資信託受益証券事務の概要	30
第 4 ファンドの詳細情報の項目	31

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ING・インドネシア株式ファンド

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型受益権(以下「受益権」といいます。)

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者であるアイエヌジー投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行(売出)価額の総額

①当初申込期間:500 億円を上限とします。

②継続申込期間:1,000 億円を上限とします。

(4) 発行(売出)価格

①当初申込期間:1 口当たり 1 円とします。

②継続申込期間:取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

*本書において、「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における発行済受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

●お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日除く)

●委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(5) 申込手数料

① 取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は、1 口当たり 1 円)に、取得申込金額、取得申込代金*あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の 3.675%(税抜き 3.5%)を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

* 取得申込金額とは、1 口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日除く)

② 自動けいぞく投資コースによるお申込の場合の収益分配金は自動的に無手数料で再投資されます。

③ 販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(6) 申込単位

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日除く)

(7) 申込期間

①当初申込期間:平成21年11月9日(月)から平成21年11月27日(金)まで

②継続申込期間:平成21年11月30日(月)から平成23年3月7日(月)まで

(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問い合わせになるか、委託会社のホームページでご覧下さい。

●お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日除く)

●委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、当初申込期間にかかるものについては当ファンドの設定日(平成21年11月30日)に、継続申込期間にかかるものについては追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払い込みます。

(10) 払込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

ファンド受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) その他

- ① 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
- ② 継続申込期間について、申込みの受付は原則として午後 3 時までとします。なお、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、香港の銀行の休業日においては、取得の申込みを受け付けないものとします。
- ③ 信託財産の効率的な運用に資するため委託会社が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。
- ④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する＜自動けいぞく投資コース＞と、収益の分配が行われる毎に収益分配金を受益者に支払う＜一般コース＞があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は申込取扱場所により異なる場合があります。
- ⑤ ＜自動けいぞく投資コース＞を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします(以下同じ。)
- ⑥ 申込金額には利息は付きません。
- ⑦ 振替受益権について
ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
(参考)
◆投資信託振替制度とは、
 - ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
 - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ING・インドネシア株式ファンドは追加型投信／海外／株式に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外／株式とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドに該当する商品分類と属性区分を白抜きで表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州		
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産(投資信託証券(株式))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産(投資信託証券(株式))とは、投資信託約款において投資信託証券(当ファンドの場合はING・インドネシア株式マザーファンド)を通じて主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

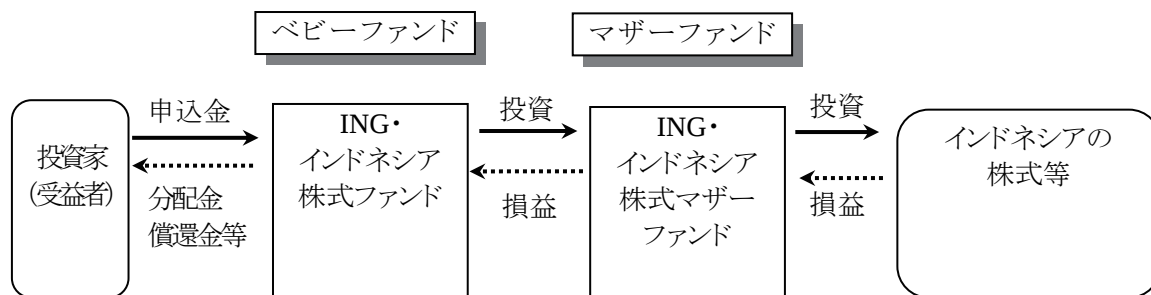
投資対象地域のアジアとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域のエマージングとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分の定義については社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資することによりその実質的な運用を行う仕組みです。

[ING・インドネシア株式ファンドにおける運用の仕組み]



<信託金の限度額>

- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000 億円を上限として信託金を追加することができます。
- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

- ING・インドネシア株式マザーファンドへの投資を通じて、インドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資します。
- マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当ファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。当ファンドの運用成果は参考指数と乖離する場合があります。
- インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、香港の銀行の休業日を除き、原則としていつでもお申込・ご換金を受付けます。
- 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。

1. 豊富な天然資源と恵まれた労働力を擁し、今後の成長が期待されるインドネシアの株式等に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指します。

当ファンドはマザーファンドを通じて、主としてインドネシアの株式等に投資を行います。

2. マザーファンドの運用は、アジアで豊富な経験と実績を持つアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)のアジア株式運用チームが行います。

INGグループが持つアジア拠点の調査体制を活用し、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドはマザーファンドを通じて外貨建株式等に投資を行いますので、外国通貨と円との為替変動の影響を受けます。

市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

インドネシアのご紹介

ビンタン島 90年代から開発が進むリゾート地。ボーキサイトの産地としても知られる		ジャカルタ インドネシアの首都で同国最大の都市。東南アジア諸国連合(ASEAN)の事務局を抱える東南アジア有数の国際都市
バンドン ジャワ島西ジャワ州の州都で商業、芸術、教育の中心地		スラバヤ インドネシア第2の都市であり、東ジャワ州の州都
ジョグジャカルタ ボロブドゥール仏教遺跡、プランバナン寺院といった世界遺産があるインドネシア最大の観光地のひとつ		バリ島 世界有数のリゾートアイランド。島民の9割がバリ・ヒンズーの信者であり、独自の文化を色濃く残す
インドネシア		

インドネシア共和国の概要

面 積	約189万平方キロメートル(日本の約5倍)
人 口	約2億2,800万人(2008年政府推計、世界第4位、アジア第3位)
首 都	ジャカルタ 人口約914万人(2008年政府推計)
主 要 産 業	鉱業(石油、LNG、アルミ、すず)、農業(米、ゴム、パーム油)、工業(木材製品、セメント、肥料)
通 貨	インドネシア・ルピア 100インドネシア・ルピア = 約0.93円
言 語	インドネシア語
宗 教	イスラム教、キリスト教、ヒンズー教ほか
格 付 け	Ba2/BB+ (Moody's/S&P、自国通貨建て長期債格付け)

(出所) 外務省、ブルームバーグ 2009年9月末現在

上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

1. 高い潜在成長力

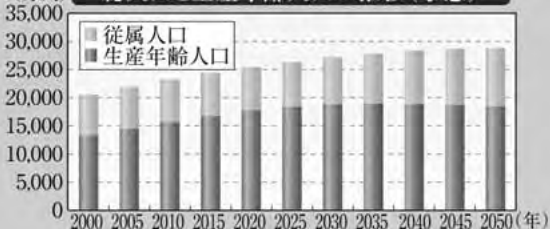
多様かつ豊富な天然資源と世界第4位となる約2億3,000万人の人口を擁するインドネシアは、非常に高い潜在成長力を有しています。堅調な内需に支えられたインドネシアは、世界的な景気減速の中でも、インド、中国とともに、比較的高い経済成長が見込まれています。

インドネシアの主な天然資源

	生産高	世界シェア	順位
すず鉱	10.2万トン	31.3%	第2位
ニッケル鉱	14万トン	8.9%	第4位
銅鉱	81.6万トン	5.4%	第6位
金鉱	164,400kg	6.7%	第6位
石炭	152百万トン	3.4%	第7位
天然ガス	2,981千兆ジュール	2.6%	第8位

(出所) 世界国勢図会2009/2010、2006年値
(すず鉱は2007年、石炭は2005年)

総人口と生産年齢人口の推移(予想)



(出所) UN World Population Prospects The 2008 Revision (中位推計)

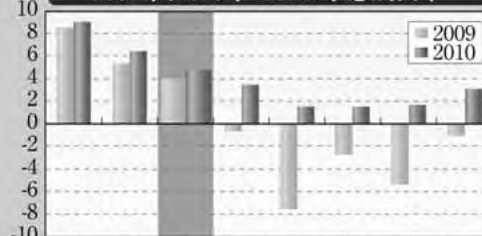
従属人口: 0歳から14歳までの年少人口と、65歳以上の老年人口を合計した人口
生産年齢人口: 15歳から64歳までの人口。労働市場において中核を担う層

日本の一人当たりGDPの推移とインドネシア、BRICsの現状(2008年値、米ドル)



(出所) World Development Indicators database, World Bank

2009年、2010年のGDP予想成長率



(出所) IMF World Economic Outlook Database, October 2009

2. 成長を支える直接投資

魅力的な消費市場、廉価で質の高い労働力を背景に、海外からの直接投資は増加傾向にあります。

直接投資額とプロジェクト件数の推移



(出所) インドネシア投資調整庁(BKPM)、実行ベース

日系企業進出状況

企業数	1,024社
企業名	トヨタ自動車、本田技研、パナソニック、日本電気、帝人、花王、味の素、ヤクルト、日清食品、旭硝子、三菱倉庫、三菱東京UFJ銀行など

(出所) ジェトロホームページ 2007年4月時点、(ジェトロ・ジャカルタ調べ)

上記は、参考情報であり、いかなる有価証券等の売買の勧誘を目的としたものでもなく、一般的または特定の投資助言を意図するものでもありません。

上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

3. 発展が期待される株式市場

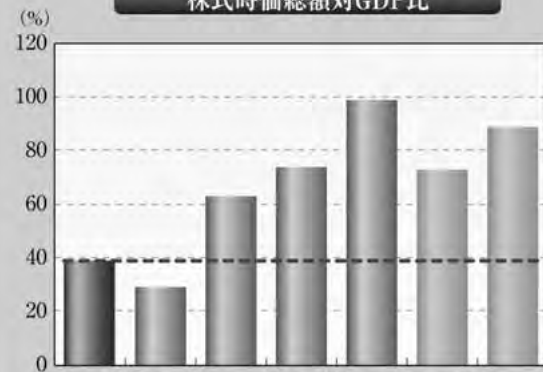
世界的な金融危機の影響を受け、インドネシア株式市場は大きく下落したものの、好調な経済に支えられ回復基調にあります。また、経済規模に比べインドネシア株式市場の規模は小さく、今後の発展が期待されます。

代表的な株価指数の推移



(出所) MSCI Barra、ブルームバーグ
 ※2005年12月末を100として指数化。インドネシア株式:ジャカルタ総合指数(米ドル換算ベース)、BRICs株式:MSCI BRICインデックス(米ドルベース)、先進国株式:MSCI ワールド・インデックス(米ドルベース)
 MSCIインデックスは、MSCIインクが公表している株式を対象とした指数であり、その著作権等の知的財産権その他一切の権利は、同社に帰属します。
 左記のデータは過去のものであり、将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

株式時価総額対GDP比

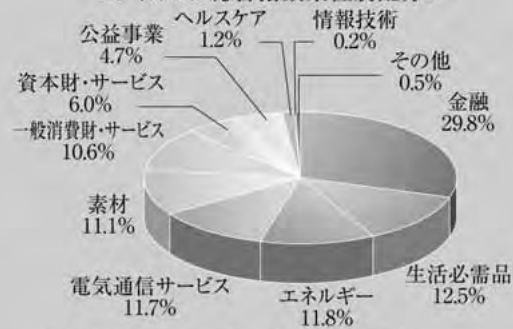


(出所) ブルームバーグおよびIMF World Economic Outlook Database, October 2009の2008年GDP予測データを基にアイエスジー投信が作成
 株式時価総額は2009年9月末時点

<ご参考>ジャカルタ総合指数について

- ・インドネシアの代表的な株価指数
- ・構成銘柄数 387社
- ・指数時価総額 約1,900兆ルピア (約17.7兆円*)

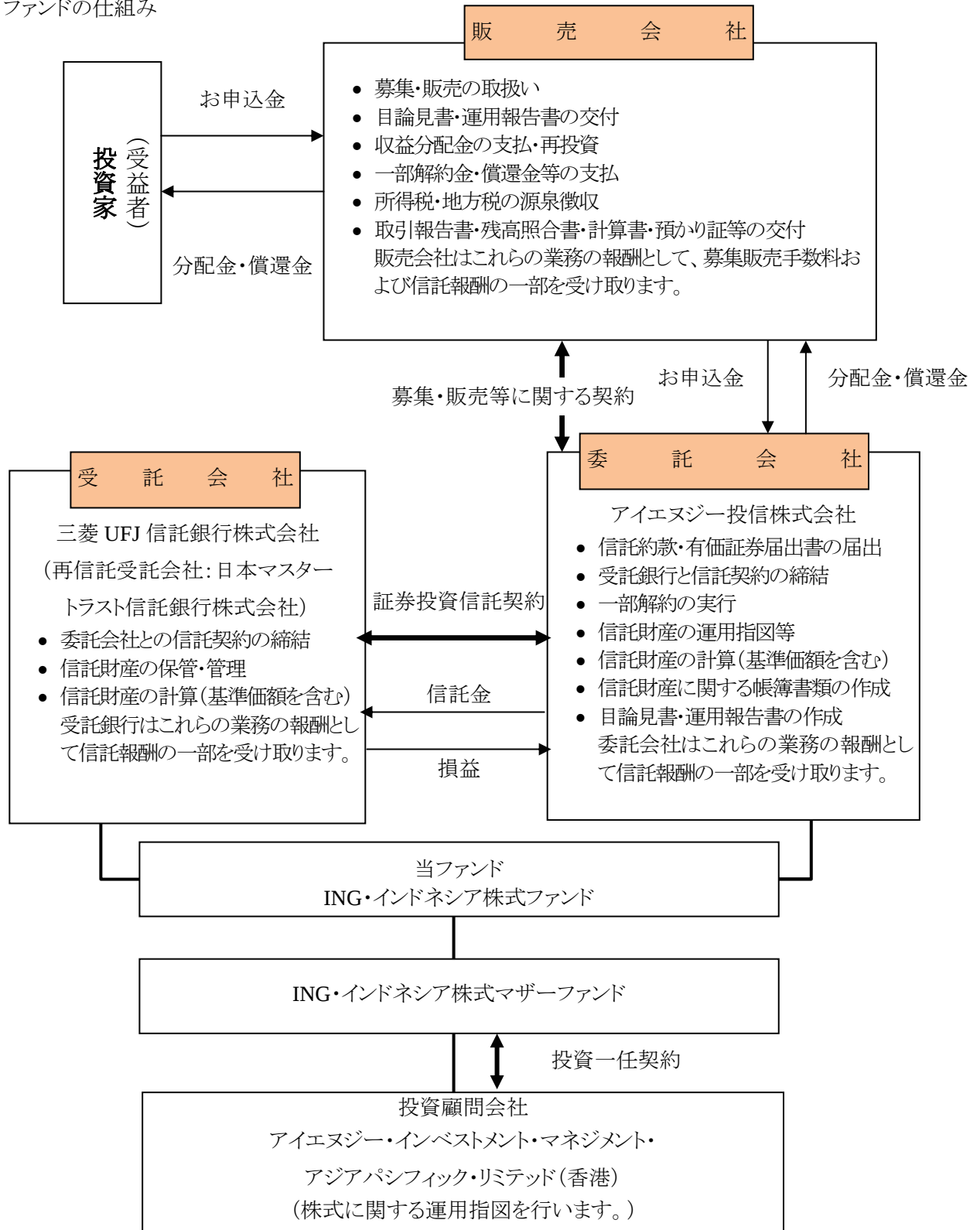
<ジャカルタ総合指数業種別配分>



(出所) ブルームバーグ 2009年9月末現在
 *100ルピア=0.93円で円換算

上記は、参考情報であり、いかなる有価証券等の売買の勧誘を目的としたものでもなく、一般的または特定の投資助言を意図するものではありません。

(2) ファンドの仕組み



＜契約の主要内容＞

●募集・販売等に関する契約(委託会社と各販売会社の契約)

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け、分配金、償還金及び一部解約金の支払等に関する契約

●証券投資信託契約(委託会社と受託会社間の契約)

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

●投資一任契約(委託会社と投資顧問会社間の契約)

委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

＜委託会社の概況(本書提出日現在)＞

●資本金 4 億 8,000 万円

●沿革

平成 11 年 9 月 8 日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成 11 年 9 月 30 日	証券投資信託委託業の認可取得(金融再生委員会第 16 号)投資顧問業の登録(関東財務局長第 884 号)
平成 12 年 11 月 30 日	投資信託及び投資法人に関する法律の平成 12 年法 97 附則第 9 条に基づく投資信託委託業のみなし認可
平成 17 年 8 月 31 日	投資一任契約に係る業務の認可取得(内閣総理大臣第 56 号)
平成 19 年 9 月 30 日	金融商品取引業のみなし登録(関東財務局長(金商)第 300 号)
平成 21 年 1 月 5 日	第一種金融商品取引業の業務開始

●大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
アイエヌジー・インシュアランス・インターナショナル・ビー・ヴィー	オランダ王国アムステルダム 1081KL アムステルヴェーゲンセヴェック 500	9,350 株	100%

2 投資方針

(1) 投資方針

① 基本方針

ING・インドネシア株式マザーファンドへの投資を通じて信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

② 投資態度

- a ING・インドネシア株式マザーファンド受益証券への投資を通じインドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資します。
- b マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- c 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- d ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当ファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。当ファンドの運用成果は参考指数と乖離する場合があります。
- e 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

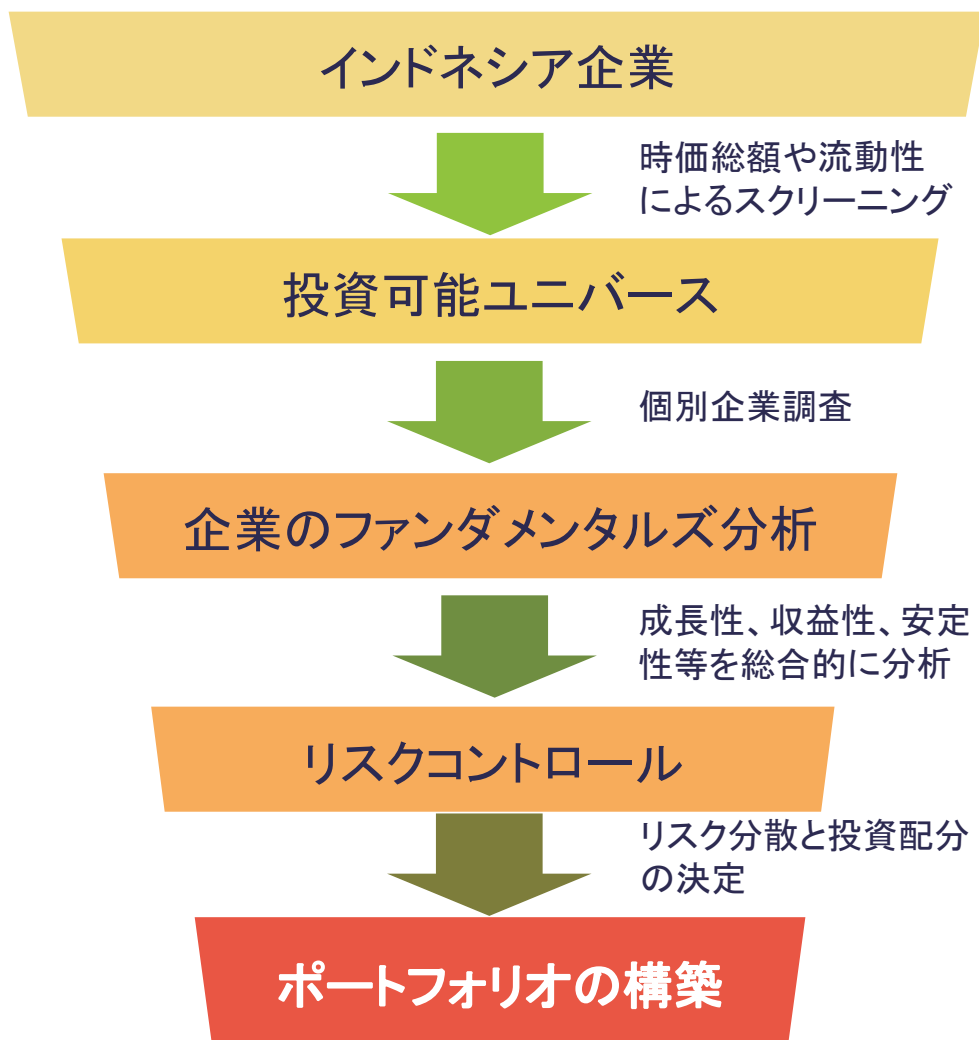
③ 投資制限

- a 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d 同一銘柄の株式への実質組入割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- e 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質組入割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 株式投資プロセス

ING・インドネシア株式マザーファンドの投資銘柄選定プロセス

ボトムアップ・アプローチにより、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択し、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味して、ポートフォリオを構築します。



※上記の運用プロセスは本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 投資対象

①投資の対象となる資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(信託約款第 15 条)

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a 有価証券
- b デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 23 条、第 24 条、第 25 条および第 26 条に定めるものに限りします。)
- c 金銭債権
- d 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

- a 為替手形

②投資の対象となる資産の種類

委託会社は、信託金を、主として、アイエヌジー投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された ING・インドネシア株式マザーファンドの受益証券および下記の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。(信託約款第 16 条第 1 項)

- a 株券または新株引受権証券
- b 国債証券
- c 地方債証券
- d 特別の法律により法人の発行する債券
- e 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
- g 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
- h 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
- i 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
- j コマーシャル・ペーパー
- k 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- l 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
- n 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
- o 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
- p オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。)

- q 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
 - r 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - t 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)
 - u 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、a の証券または証書および l ならびに q の証券または証書のうち a の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b から f までの証券および l ならびに q の証券または証書のうち b から f までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m の証券および n の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。(信託約款第 16 条第 2 項)

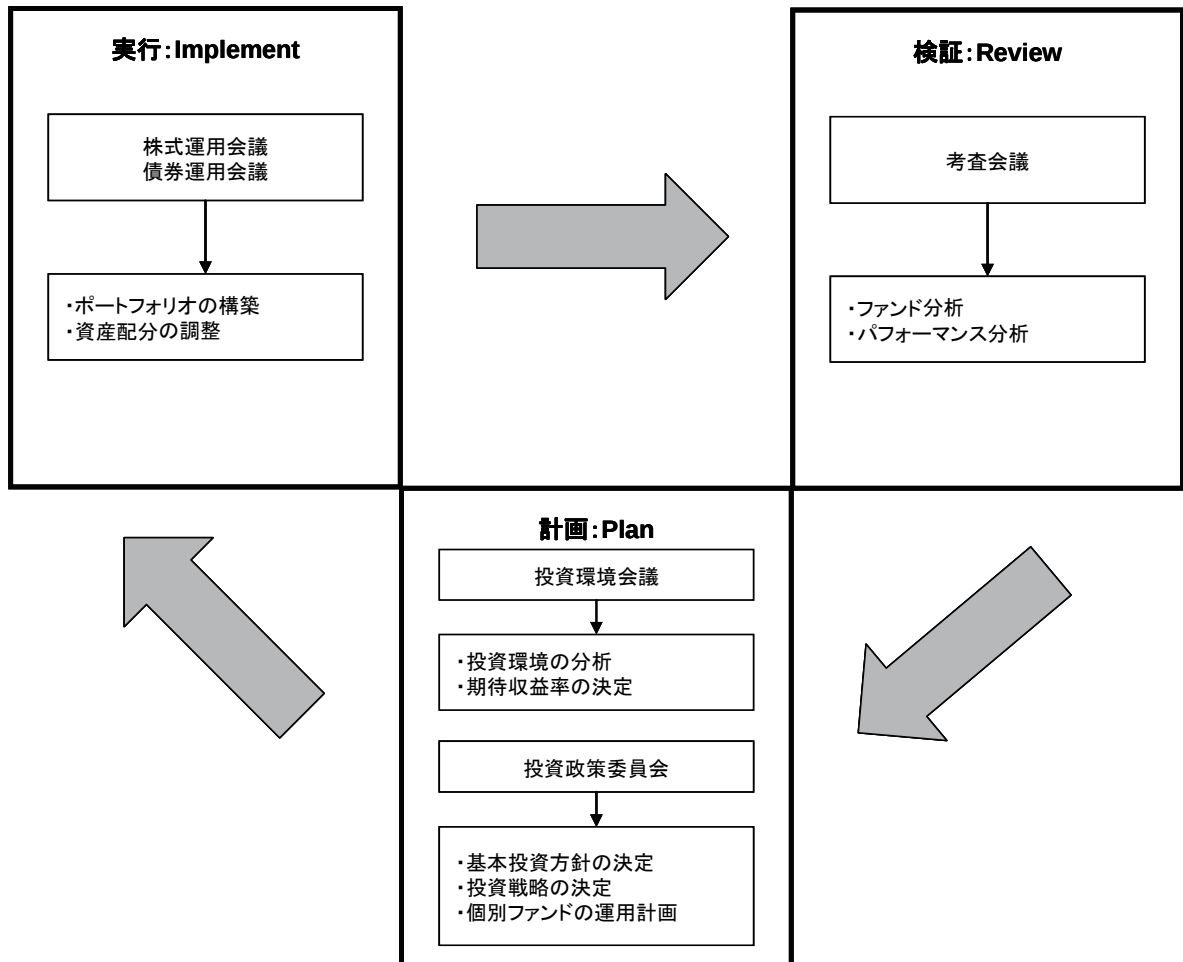
- a 預金
- b 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形
- e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- f 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前③に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

(3) 運用体制

①運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、30 名程度が当該業務に従事しております。



「計画:Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

- ①為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証
- ②株式、債券のバリュエーションを検討
- ③マクロ経済シナリオを決定
- ④各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

- ①投資方針を承認
- ②投資実績の報告
- ③ファンドの運用計画書の承認
- ④複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行:Implement」

日次で開催される株式運用会議の主な内容は下記の通りです。

- ①運用計画の実施・調整
- ②リサーチ結果の討議
- ③リサーチの優先順位策定
- ④モデル・ポートフォリオの見直し
- ⑤その他運用関連事項

週次で開催される債券運用会議の主な内容は下記の通りです。

- ①運用計画の実施・調整
- ②クレジット関連の討議
- ③その他運用関連事項

「検証:Review」

月次で開催される考査会議の主な内容は下記の通りです。

- ①ファンドのパフォーマンス(対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等)を検証
- ②ファンドパフォーマンスの要因分析

委託会社は ING・インドネシア株式マザーファンドの運用指図に関する権限をアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)に委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務・IT 部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・リスクマネジメント部コンプライアンス・オフィサー宛に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

コンプライアンス・リスクマネジメント部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

(4) 分配方針

毎決算時(決算日をいいます。決算日は毎年6月7日および12月7日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

①信託約款における投資制限

a 投資信託証券への投資制限(信託約款第16条第4項)

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

b 投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

c 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第21条)

(a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

(b) (a)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとしします。

i 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

ii 株式分割により取得する株券

iii 有償増資により取得する株券

iv 売出しにより取得する株券

v 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

vi 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

e 先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款第 23 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

f スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第 24 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

g 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第 25 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

h 各種派生商品の店頭取引の運用指図(信託約款第 26 条)

(a) 委託会社は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、次に掲げる取引(以下、h に

において店頭取引といたします。)を行うことの指図をすることができます。

- i 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。)
- ii 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。)
- iii 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。)
- iv 店頭金融先物取引(金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する取引をいいます。以下同じ。)
- (b) 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

i 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第 27 条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の要件の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - i 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) (a) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

j 有価証券の空売りの指図および範囲(信託約款第 28 条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または信託約款第 29 条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとします。
- (b) (a) の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b) の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

k 有価証券の借入れ(信託約款第 29 条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (b) (a) の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b) の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

l 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第 30 条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m 外国為替予約の指図および範囲(信託約款第 31 条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする為替予約の指図についてはこの限りではありません。
- (c) (b) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

n 資金の借入れ(信託約款第 38 条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%をこえないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」における投資制限

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

[参考]「ING・インドネシア株式マザーファンド」の投資方針

(1) 基本方針

主にインドネシアの株式に投資し、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

(2) 運用方針

① 投資対象

インドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)を主要投資対象とします。

② 投資態度

- a 株式への投資にあたっては、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- b 株式(預託証券(DR)を含みます。)への投資比率は、高位を維持することを基本とします。ただし、現地市場が休場の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引下げることがあります。
- c 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- d アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)に運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。

e ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当マザーファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。当マザーファンドの運用成果は参考指数と乖離する場合があります。

f 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 運用制限

a 株式への投資割合には制限を設けません。

b 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

d 同一銘柄の株式への組入割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

e 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への組入割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

f 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの組入割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、外貨建株式など値動きのある証券に投資し、為替ヘッジを行いませんので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関でファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク(以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。)を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。

a 株価変動リスク

株価は、政治・経済動向、発行企業の業績、市場の需給関係等により変動します。現時点で株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

b 為替変動リスク

ファンドは、主として外貨建資産に投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済動向、為替市場の需給、為替管理政策の変更等の要因により大幅に変動する場合があります。ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

c 信用リスク

株式の発行企業が債務不履行になった場合、当該企業の株価は大きく値下がりし、または、全く価値のないものになる可能性があります。発行企業の倒産、財務・信用状況の悪化等の影響により株価が下落すると、基準価額が下落する要因となります。

d 流動性リスク

株式や債券等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、発行量の少ない場合や、多くの有価証券が長期保有の意思をもって保有されており流通量が少ない場合等、ファンドが最適と考えるタイミングで売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

e カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって

影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。また、エマージング・マーケット（新興国市場）は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、情報開示制度や決済システム等が十分でない場合があることから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

f 換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治・経済情勢の変化等による証券取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

g 解約資金の流出に伴うリスク

大量の解約資金を手当てするために保有有価証券等を売却する場合、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。さらに、ファンドはファミリーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によってもファンドの基準価額が影響を受けることがあります。また、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金金利はファンドが負担することになります。

h 投資対象に係る留意点

ファンドは、特定の国・地域に絞った銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築しますので、株価変動、為替変動、信用、流動性リスクが相対的に大きくなる傾向にあり、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きくなる場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令・規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

① 日常のリスク管理

投資に関するリスクは、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）によって、定期的にモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。

② 審査会議（月次）

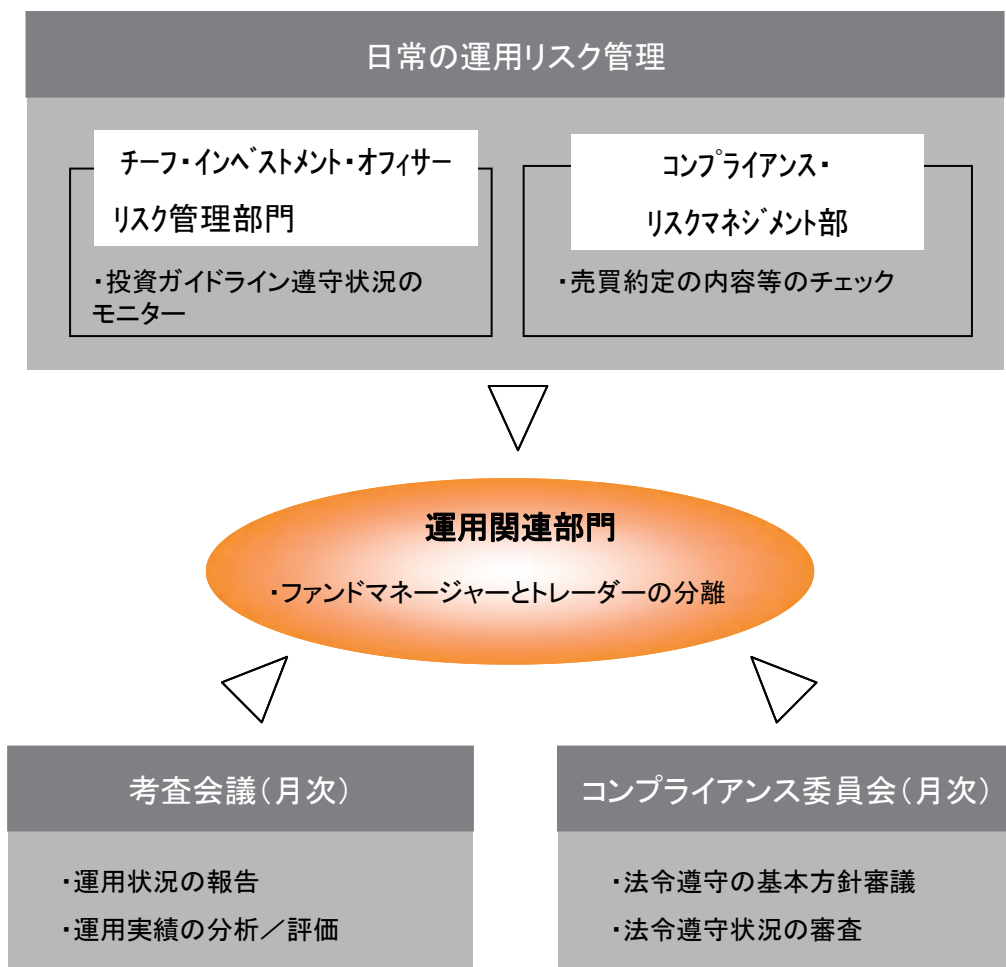
ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について審査します。

③ コンプライアンス委員会（月次）

会社全般の法令遵守に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票を日々チェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOならびにリスク管理部門により定期的にモニター
審査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスクマネジメント部が関係者に連絡し、必要に応じ会議を開催

〈ファンドのリスク管理体制〉



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

- ① 取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は、1 口当たり 1 円)に、取得申込金額、取得申込代金*あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の 3.675%(税抜き 3.5%)を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

* 取得申込金額とは、1 口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日除く)

- ② 販売会社によっては、当該販売会社で前 3 ヶ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の 1 年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はありません。ただし、信託終了前のご換金の際に「信託財産留保額」をご負担いただきます。詳細は「6 手続等の概要」の「(2)換金(解約)手続等」をご参照下さい。

(3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年 1.785%(税抜き年 1.7%)の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率 0.8715%(税抜き 0.83%)
	販売会社 当該純資産額に対し 年率 0.84% (税抜き 0.80%)
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率 0.0735%(税抜き 0.07%)

- ③ 上記②の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) その他の手数料等

- ① 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額(5%)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁するものとします。

(5) 課税上の取扱い

① 個人の受益者に対する課税

<収益分配金について>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率による源泉徴収 (原則として、確定申告は不要です。) が行なわれます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、平成 24 年 1 月 1 日からは普通分配金について、上記の 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率は変更され、20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率になる予定です。

<一部解約金、償還金について>

一部解約時および償還時の差益 (一部解約時および償還時の価額から取得費 (税込申込手数料を含む) を控除した利益) については、譲渡所得とみなして 10% の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座 (源泉徴収選択口座) を選択している場合は、10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率による源泉徴収 (原則として、確定申告は不要です。) が行われます。また、平成 24 年 1 月 1 日からは一部解約時および償還時の差益について、上記の 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率は変更され、20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率になる予定です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、7% (所得税 7%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。上記 7% の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、15% (所得税 15%) になる予定です。

<注 1> 個別元本について

- ① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等 (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。) が当該受益者の元本 (個別元本) にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」 (受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分) の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受け取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

<注3>税制改正等について

- ① 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ② 確定拠出年金法に基づく受益者である場合には、確定拠出年金法に基づき取扱います。

5 運用状況

当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象である ING・インドネシア株式マザーファンドは平成 21 年 11 月 30 日から運用を開始するため、平成 21 年 10 月 23 日現在において記載すべき事項はありません。

6 手続等の概要

(1) 申込(販売)手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は、1 口当たり 1 円)に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします(申込手数料はかかりません。)

販売会社および委託会社の営業日の午後 3 時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、香港の銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金(解約)手続等

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金(解約)することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。販売会社および委託会社の営業日の午後 3 時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、香港の銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の 0.5%)を控除した額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

●お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日除く)

●委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して 6 営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することがあります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに 12 月 31 日、1 月 2 日、1 月 3 日以外の日とします。)に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

●お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日除く)

●委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)a により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年 6 月 8 日から 12 月 7 日まで、および 12 月 8 日から翌年 6 月 7 日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また第 1 期計算期間は、平成 21 年 11 月 30 日から平成 22 年 6 月 7 日までとし、最終計算期間の終了日は、信託約款第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(5) その他

a 信託の終了

(a) 委託会社は、当ファンドの受益権の口数が 10 億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受益権と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (b) 委託会社は、前(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 前(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 前(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(b)から(d)までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b 信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項(変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 前(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前(b)から前(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前(a)から前(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決

議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前(a)から前(g)までの手続きを準用します。

c 反対者の買取請求権

信託期間中における信託契約の解約または信託約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、「a 信託の終了(b)」または「b 信託約款の変更(b)」に規定する書面に付記します。

d 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

e 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月(または1ヵ月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(参考)

ING・インドネシア株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、90日前までに通知することにより契約を終了することができます。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

1. 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2. 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

3. 受益権の換金(一部解約の実行)請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

4. 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

5. 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第2 財務ハイライト情報

当ファンドは平成 21 年 11 月 30 日から運用を開始するため、平成 21 年 10 月 23 日現在において記載すべき事項はありません。なお、当ファンドの監査は新日本有限責任監査法人が行います。

1 貸借対照表

該当事項はありません。

2 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

(1)投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者名簿

作成しません。

(3)受益者に対する特典

ありません。

(4)受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- (1) 申込(販売)手続等
- (2) 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

1. 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2. 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1. 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2. ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託
ING・インドネシア株式ファンド
約款

アイエヌジー投信株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は主に ING・インドネシア株式マザーファンドへの投資を通じて信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ING・インドネシア株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① ING・インドネシア株式マザーファンド受益証券への投資を通じインドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ③ 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ ジャカルタ総合指数を参考指数とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質組入割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質組入割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質組入割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ING・インドネシア株式ファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アイエヌジー投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号(以下「信託法」といいます。))の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいい、以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第53条第1項、第54条第1項または第56条第2項による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 31 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 取扱金融機関等(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、取扱金融機関等が委託者の承認を得てそれぞれ定める申込単位をもって、取得の申込みに応ずることができるものとします。この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱金融機関等が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める現地の取引所(金融商品取引法第 2 条第

16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)および銀行の休業日と同日の場合には、追加信託の申込みを受付けないものとしします。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 ロにつき 1 円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者、取扱金融機関等がそれぞれ別に定めることとします。
- ⑤ 第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 40 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用に資するため委託者が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

- ② 前項の規定は、譲渡以外の原因による受益権の移転についてこれを準用するものとしします。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、

約款第 23 条、第 24 条、第 25 条および第 26 条に定めるものに限りです。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主としてアイエヌジー投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された ING・インドネシア株式マザーファンド受益証券(以下「親投資信託」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 11 号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
17. 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第

12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものおよび投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます、以下同じ。)により運用することの指図をすることができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(親投資信託の受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)

(利害関係人等との取引等)

- 第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 32 条において同じ。)、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資等ならびに第 22 条から第 29 条まで、第 31 条、第 35 条、第 36 条、第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 29 条まで、第 31 条、第 35 条、第 36 条、第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(信託財産相互間取引等)

第 18 条 委託者は、信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引を行うことを受託者に指図することができます。ただし、当該取引が法令上認められない場合はこの限りではありません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 21 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額および親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額および親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額および親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行

前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債(総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(各種派生商品の店頭取引の運用指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、次の各号に掲げる取引(以下、本条において店頭取引といいます。)を行うことの指図をすることができます。

1. 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 2. 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 3. 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 4. 店頭金融先物取引(金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する取引をいいます。以下同じ。)
- ② 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 29 条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借

入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図についてはこの限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと。
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること。
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 33 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 34 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする

こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 35 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 36 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(資金の借入れ)

第 38 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%をこえないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との間の協議によりそのつど別

にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 8 日から 12 月 7 日まで、および 12 月 8 日から翌年 6 月 7 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 期の計算期間は平成 21 年 11 月 30 日から平成 22 年 6 月 7 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 42 条 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）等の信託事務に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 170 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 45 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 46 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 46 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 48 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金(第 48 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 48 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第 2 項ただし書き以外を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行うものとしてします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしてします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 47 条 受益者が、収益分配金については第 46 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払い

を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第 48 条 受益者(委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が定める単位または取扱金融機関等が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める現地の取引所および銀行の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 50 条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
 2. やむを得ない事情が発生したとき
 3. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が 10 億口を下回ることとなったとき
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益

者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託約款の変更等)

- 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

- 第52条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第50条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 54 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 55 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 56 条 受託者は、委託者の承諾を得てその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 58 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 25 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第 25 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日と

して行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 11 月 30 日

委託者	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 ニューオータニガーデンコート アイエヌジー投信株式会社 代表取締役　ダグラス・リー・ハイマス
受託者	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 取締役社長　岡内　欣也

別に定める現地の取引所および銀行

約款第 12 条第 2 項、第 48 条第 2 項の「別に定める現地の取引所および銀行」とは次のものとします。

インドネシア証券取引所

インドネシアの銀行

香港の銀行

親投資信託
ING・インドネシア株式マザーファンド

運用の基本方針

信託約款第 16 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

主にインドネシアの株式に投資し、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式(預託証券(DR)を含みます。)への投資比率は、高位を維持することを基本とします。ただし、現地市場が休場の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)に運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。
- ⑤ ジャカルタ総合指数を参考指数とします。
- ⑥ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への組入割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への組入割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの組入割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

用語集

ING・インドネシア株式ファンド 用語集

本目論見書の中で使用されております用語を簡単に説明したものです。

運 用 報 告 書	ファンドの決算期毎に、期中の運用経過、取引状況、運用結果等を記載し、受益者に交付される報告書のことをいいます。
為 替 ヘ ッ ジ	ヘッジとは「回避する」という意味の英語で、為替変動リスクを回避することを為替ヘッジといいます。外国の証券に投資するファンドでは、外貨建資産へ投資して運用収益を獲得することを目指しますが、為替変動により、円建てに換算した場合の収益が目減りしたり、損失が出たりすることがあります。このため、外貨建て資産へ投資すると同時に為替の先物予約やオプション等を利用することによって、為替変動リスクが回避されます。ファンドによって、為替ヘッジを行うものと、行わないものがあります。
基 準 価 額	純資産総額(「純資産総額」参照)をその日の受益権総口数で割った一口当たりの純資産総額のこと、購入、解約の際の基準となります。
ク ロ ー ズ ド 期 間	効率的で計画的に運用を行うために、原則として換金(解約)ができない期間として設けられた購入後の一定期間をいいます。期間中は極めて限られたケース以外は換金できません。当ファンドにはございません。
個 別 元 本	個々の受益者毎に、実際にファンドを購入した際の価額(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が、当該受益者の元本(個別元本)となります。複数回購入する場合は平均値となります。
収 益 分 配 金	運用によって得た収益を分配するもので、株式の配当金に相当します。
償 還 金	信託期間が設定されているファンドが、満期になった時点で信託財産を受益権総口数で割って配分します。これを償還金といいます。
償 還 乗 換 え	取得申込をした月の前 3 ヶ月以内に満期になったファンドの償還金で、これを支払った販売会社において別のファンドを購入することをいい、販売手数料が優遇される場合があります。
純 資 産 総 額	ファンドに組み入れられている株式や公社債等の資産を日々評価し、債券の利息や株式の配当金等の収入を加え、運用に必要なコストを差し引いて算出されたもののことをいいます。
信 託 財 産	投資家のみなさまからそれぞれお預かりした資金をまとめて、株式や公社債等を対象に投資信託会社が運用しますが、そのまとまった資金のことをいいます。
信 託 財 産 留 保 額	運用の安定性を高め、長期保有する受益者との公平性を確保するため、信託期間途中に解約する際に差し引かれて、信託財産に留保されるものです。
信 託 報 酬	ファンドの運用・管理に関する費用で、信託財産の中から投資信託委託会社・受託会社・販売会社等に支払われる報酬です。
信 託 約 款	投資信託委託会社と受託会社の二者間で締結される信託契約の具体的内容を規定したもののことです。
追加型株式投資信託	ファンドの存続期間中は、原則としていつでも追加設定(購入)・換金(解約)ができる株式投信のことです。
ファミリーファンド方式	ファンドを合理的に効率よく運用、管理するために、株式や公社債等の資産の運用をまとめて行う親ファンドを設定し、その受益証券を子ファンドが購入するという方式のことです。
ベ ン チ マ ー ク	ファンドが運用の指標としている指数(インデックス)のことをベンチマークといいます。当ファンドにはございません。
ポ ー ト フ ォ リ オ	ファンドの資産を構成する商品の組み合わせをいいます。

ING・インドネシア株式ファンド

追加型投信／海外／株式

※本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)です。
※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

設定・運用は

アイエヌジー投信株式会社

- 「ING・インドネシア株式ファンド」の受益権の募集については、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年10月23日に関東財務局に提出し、平成21年11月8日にその効力が発生しております。
- 「ING・インドネシア株式ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

ファンドの詳細情報

第 1 ファンドの沿革

平成 21 年 11 月 30 日 当初設定、信託契約締結、運用開始

第 2 手続等

(1) 申込(販売)手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は、1 口当たり 1 円)に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします(申込手数料はかかりません。)

販売会社および委託会社の営業日の午後 3 時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、香港の銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金(解約)手続等

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金(解約)することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。販売会社および委託会社の営業日の午後 3 時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、香港の銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の 0.5%)を控除した額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

- お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00～17:00 土、日、祝日除く)

- 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して6営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することがあります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとなります。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。)に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

- お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00～17:00 土、日、祝日除く)

- 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年6月8日から12月7日まで、および12月8日から翌年6月7日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

a 信託の終了

- (a) 委託会社は、当ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 前(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 前(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(b)から(d)までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資

信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b 信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- (b) 委託会社は、前(a)の事項(変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 前(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前(b)から前(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前(a)から前(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前(a)から前(g)までの手続きを準用します。

c 反対者の買取請求権

信託期間中における信託契約の解約または信託約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、「a 信託の終了(b)」または「b 信託約款の変更(b)」に規定する書面に付記します。

d 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

e 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月(または1ヵ月)前までに、委託会社および販

売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(参考)

ING・インドネシア株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、90 日前までに通知することにより契約を終了することができます。

2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して 5 営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金(一部解約の実行)請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。権利行使の方法等については、前記「第 2 手続等」をご参照下さい。

(4)受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第 4 ファンドの経理状況

当ファンドは平成 21 年 11 月 30 日から運用を開始するため、平成 21 年 10 月 23 日現在において記載すべき事項はありません。なお、当ファンドの監査は新日本有限責任監査法人が行います。

第 5 設定及び解約の実績

当ファンドは平成 21 年 11 月 30 日から運用を開始するため、平成 21 年 10 月 23 日現在において記載すべき事項はありません。

ING・インドネシア株式ファンド

追加型投信／海外／株式

交付目論見書(訂正事項分)

2010 年 9 月 7 日

- 「ING・インドネシア株式ファンド」の受益権の募集については、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 10 月 23 日に関東財務局に提出し、平成 21 年 11 月 8 日にその効力が発生しております。また、同法 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 21 年 12 月 25 日、平成 22 年 1 月 29 日、平成 22 年 4 月 16 日、平成 22 年 5 月 18 日、平成 22 年 5 月 24 日、平成 22 年 6 月 11 日および平成 22 年 9 月 7 日に関東財務局に提出しております。
- 金融商品取引法 13 条第 2 項第 2 号に定める内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、投資家の請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合は、投資家自らが当該請求を行った旨を記録する必要があります。なお、本投資信託説明書(交付目論見書)は、請求目論見書が添付されております。
- 「ING・インドネシア株式ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きによるほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

アイエヌジー投信株式会社

1 目論見書の訂正理由

平成 22 年 9 月 7 日に有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。それに伴い、「ING・インドネシア株式ファンド」の交付目論見書(2009. 11)(以下、「原交付目論見書」といいます。)に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。原交付目論見書の該当箇所を以下の通りお読み替えてください。

2 訂正の内容

原交付目論見書の概要および「第二部 ファンド情報」について、それぞれ下記事項と同一内容に原交付目論見書が訂正されます。

※下線部_____は訂正部分を示します。

交付目論見書概要 3～5 ページ

次ページ以降の内容に訂正されます。

ING・インドネシア株式ファンドのポイント

1. 豊富な天然資源と恵まれた労働力を擁し、今後の成長が期待されるインドネシアの株式等に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指します。

当ファンドはマザーファンドを通じて、主としてインドネシアの株式等に投資を行います。

2. マザーファンドの運用は、アジアで豊富な経験と実績を持つアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）のアジア株式運用チームが行います。

INGグループが持つアジア拠点の調査体制を活用し、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドはマザーファンドを通じて外貨建株式等に投資を行いますので、外国通貨と円との為替変動の影響を受けます。

市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

インドネシアのご紹介

ビンタン島 90年代から開発が進むリゾート地。ボーキサイト産地としても知られる		ジャカルタ インドネシアの首都で同国最大の都市。東南アジア諸国連合（ASEAN）の事務局を抱える東南アジア有数の国際都市
バンドン ジャワ島西ジャワ州の州都で商業、芸術、教育の中心地		スラバヤ インドネシア第2の都市であり、東ジャワ州の州都
ジョグジャカルタ ボロブドゥール仏教遺跡、プランバナン寺院といった世界遺産があるインドネシア最大の観光地のひとつ		バリ島 世界有数のリゾートアイランド。島民の9割がバリ・ヒンズーの信者であり、独自の文化を色濃く残す

インドネシア共和国の概要

面 積	約189万平方キロメートル（日本の約5倍）
人 口	約2億2,800万人（2008年政府推計、世界第4位、アジア第3位）
首 都	ジャカルタ 人口約914万人（2008年政府推計）
主 要 産 業	鉱業（石油、LNG、アルミ、すず）、農業（米、ゴム、パーム油）、工業（木材製品、セメント、肥料）
通 貨	インドネシア・ルピア 100インドネシア・ルピア = 約0.98円
言 語	インドネシア語
宗 教	イスラム教、キリスト教、ヒンズー教ほか
格 付 け	Ba2/BB+（Moody's/S&P、自国通貨建て長期債格付け）

（出所）外務省、ブルームバーグ 2010年6月末現在

上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

インドネシアの魅力

1. 高い潜在成長力

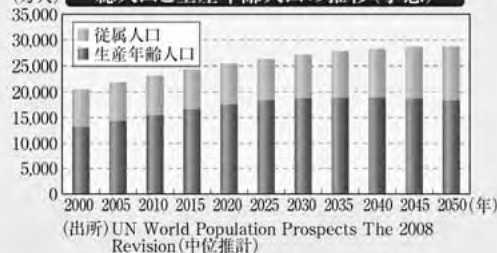
多様かつ豊富な天然資源と世界第4位となる約2億3,000万人の人口を擁するインドネシアは、非常に高い潜在成長力を有しています。堅調な内需に支えられたインドネシアは、世界的な景気減速の中でも、インド、中国とともに、比較的高い経済成長が見込まれています。

インドネシアの主な天然資源

	生産高	世界シェア	順位
すず鉱	10.2万トン	31.3%	第2位
ニッケル鉱	14万トン	8.9%	第4位
銅鉱	81.6万トン	5.4%	第6位
金鉱	164,400kg	6.7%	第6位
石炭	152百万トン	3.4%	第7位
天然ガス	2,981千兆ジュール	2.6%	第8位

(出所) 世界国勢国会2009/2010、2006年値
(すず鉱は2007年、石炭は2005年)

総人口と生産年齢人口の推移(予想)



従属人口: 0歳から14歳までの年少人口と、65歳以上の老年人口を合計した人口
生産年齢人口: 15歳から64歳までの人口。労働市場において中核を担う層

日本の一人当たりGDPの推移とインドネシア、BRICsの現状(2008年値、米ドル)



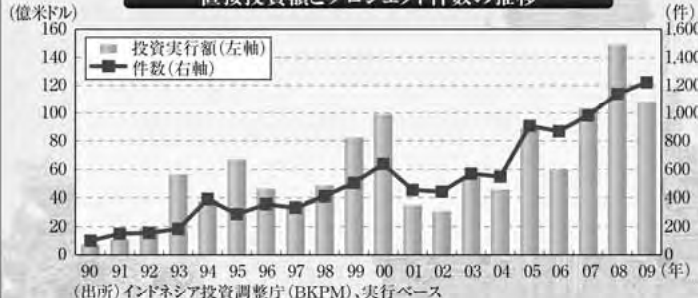
2009年GDP成長率*と2010年、2011年GDP予想成長率



2. 成長を支える直接投資

魅力的な消費市場、廉価で質の高い労働力を背景に、海外からの直接投資は増加傾向にあります。

直接投資額とプロジェクト件数の推移



日系企業進出状況

企業数	997社
企業名	トヨタ自動車、ホンダ技研、松下電器産業、日本電気、帝人、花王、味の素、ヤクルト、日清食品、旭硝子、三菱倉庫など

(出所) ジェトロホームページ 2009年4月時点、(ジェトロ・ジャカルタ調べ)

上記は、参考情報であり、いかなる有価証券等の売買の勧誘を目的としたものでもなく、一般的または特定の投資助言を意図するものではありません。

上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

3. 発展が期待される株式市場

欧州の財政危機や米国・中国などの景気減速懸念から世界の株式市場が軟調に推移するなか、インドネシア株式市場は、好調な経済に支えられ相対的に底堅く推移しています。また、インドネシア株式市場の時価総額は経済規模に比べ小さく、今後の発展が期待されます。

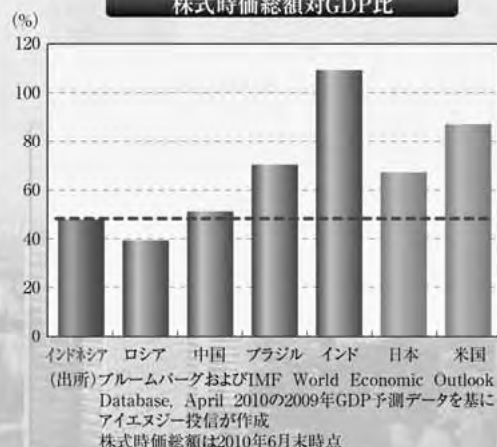
代表的な株価指数の推移



(出所) MSCI Barra, ブルームバーグ
 ※2005年12月末を100として指数化。インドネシア株式: ジャカルタ総合指数(米ドル換算ベース)、BRICs 株式: MSCI BRICインデックス(米ドルベース)、先進国株式: MSCI ワールドインデックス(米ドルベース)
 MSCIインデックスは、MSCIインクが公表している株式を対象とした指数であり、その著作権等の知的財産権その他一切の権利は、同社に帰属します。

左記のデータは過去のものであり、将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

株式時価総額対GDP比



<ご参考>インドネシア株式市場について

- ・上場企業数 402社
- ・時価総額 約2,400兆ルピア(約23.5兆円*)

<インドネシア株式市場業種別配分>



(出所) Indonesia Stock Exchange IDX Monthly Statistics
 2010年6月末現在
 *100ルピア=0.98円で円換算

上記は、参考情報であり、いかなる有価証券等の売買の勧誘を目的としたものでもなく、一般的または特定の投資助言を意図するものではありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格(原交付目論見書 4 ページ)

(前略)

ING・インドネシア株式ファンドのポイント(原交付目論見書 6 ページが下記の内容に訂正されます。)

1. 豊富な天然資源と恵まれた労働力を擁し、今後の成長が期待されるインドネシアの株式等に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指します。

当ファンドはマザーファンドを通じて、主としてインドネシアの株式等に投資を行います。

2. マザーファンドの運用は、アジアで豊富な経験と実績を持つアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)のアジア株式運用チームが行います。

INGグループが持つアジア拠点の調査体制を活用し、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドはマザーファンドを通じて外貨建株式等に投資を行いますので、外国通貨と円との為替変動の影響を受けます。

市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

インドネシアのご紹介

ビンタン島 90年代から開発が進むリゾート地。ボーキサイト産地としても知られる		ジャカルタ インドネシアの首都で同国最大の都市。東南アジア諸国連合(ASEAN)の事務局を抱える東南アジア有数の国際都市
バンドン ジャワ島西ジャワ州の州都で商業、芸術、教育の中心地		スラバヤ インドネシア第2の都市であり、東ジャワ州の州都
ジョグジャカルタ ボロブドゥール仏教遺跡、プランバナン寺院といった世界遺産があるインドネシア最大の観光地のひとつ		バリ島 世界有数のリゾートアイランド。島民の9割がバリ・ヒンズーの信者であり、独自の文化を色濃く残す

インドネシア

インドネシア共和国の概要

面 積	約189万平方キロメートル(日本の約5倍)
人 口	約2億2,800万人(2008年政府推計、世界第4位、アジア第3位)
首 都	ジャカルタ 人口約914万人(2008年政府推計)
主 要 産 業	鉱業(石油、LNG、アルミ、すず)、農業(米、ゴム、パーム油)、工業(木材製品、セメント、肥料)
通 貨	インドネシア・ルピア 100インドネシア・ルピア=約0.98円
言 語	インドネシア語
宗 教	イスラム教、キリスト教、ヒンズー教ほか
格 付 け	Ba2/BB+(Moody's/S&P、自国通貨建て長期価格付け)

(出所) 外務省、ブルームバーグ 2010年6月末現在

上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

インドネシアの魅力(原交付目論見書 7～8 ページが下記の内容に訂正されます。)

1. 高い潜在成長力

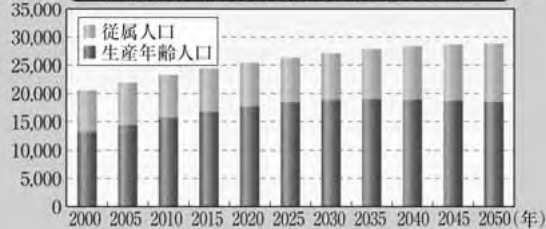
多様かつ豊富な天然資源と世界第4位となる約2億3,000万人の人口を擁するインドネシアは、非常に高い潜在成長力を有しています。堅調な内需に支えられたインドネシアは、世界的な景気減速の中でも、インド、中国とともに、比較的高い経済成長が見込まれています。

インドネシアの主な天然資源

	生産高	世界シェア	順位
スズ鉱	10.2万トン	31.3%	第2位
ニッケル鉱	14万トン	8.9%	第4位
銅鉱	81.6万トン	5.4%	第6位
金鉱	164,400kg	6.7%	第6位
石炭	152百万トン	3.4%	第7位
天然ガス	2,981千兆ジュール	2.6%	第8位

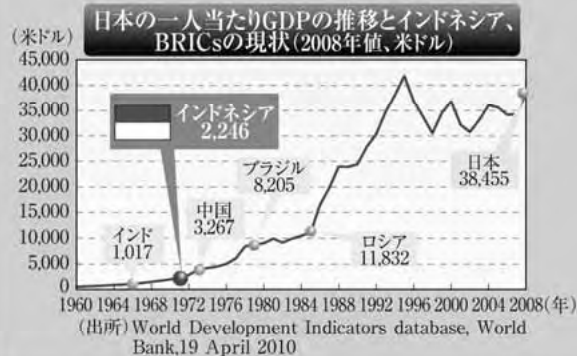
(出所) 世界国勢図会2009/2010、2006年値
(スズ鉱は2007年、石炭は2005年)

総人口と生産年齢人口の推移(予想)

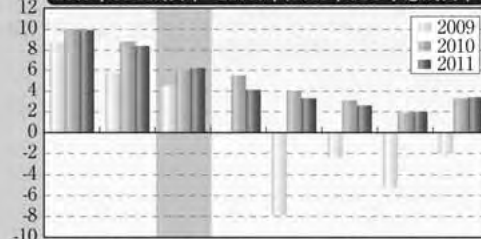


(出所) UN World Population Prospects The 2008 Revision (中位推計)

従属人口: 0歳から14歳までの年少人口と、65歳以上の老年人口を合計した人口
生産年齢人口: 15歳から64歳までの人口。労働市場において中核を担う層



2009年GDP成長率*と2010年、2011年GDP予想成長率



(出所) IMF, World Economic Outlook Database, April 2010
※中国、インド、ブラジル、ロシア、世界の2009年GDP成長率はIMF予想

2. 成長を支える直接投資

魅力的な消費市場、廉価で質の高い労働力を背景に、海外からの直接投資は増加傾向にあります。

直接投資額とプロジェクト件数の推移



日系企業進出状況

企業数	997社
企業名	トヨタ自動車、ホンダ技研、松下電器産業、日本電気、帝人、花王、味の素、ヤクルト、日清食品、旭硝子、三菱倉庫など

(出所) ジェトロホームページ 2009年4月時点、(ジェトロ・ジャカルタ調べ)

上記は、参考情報であり、いかなる有価証券等の売買の勧誘を目的としたものでもなく、一般的または特定の投資助言を意図するものではありません。

上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

3. 発展が期待される株式市場

欧州の財政危機や米国・中国などの景気減速懸念から世界の株式市場が軟調に推移するなか、インドネシア株式市場は、好調な経済に支えられ相対的に底堅く推移しています。また、インドネシア株式市場の時価総額は経済規模に比べ小さく、今後の発展が期待されます。

代表的な株価指数の推移

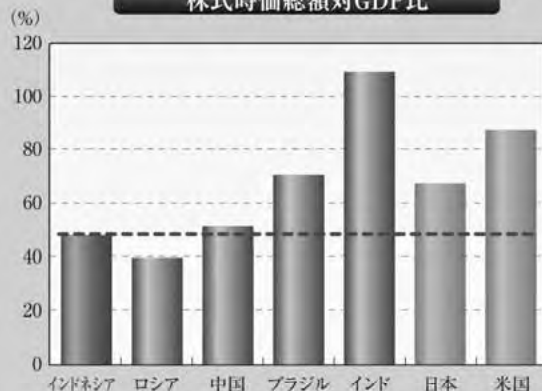


(出所) MSCI Barra、ブルームバーグ

※2005年12月末を100として指数化。インドネシア株式：ジャカルタ総合指数（米ドル換算ベース）、BRICs株式：MSCI BRICインデックス（米ドルベース）、先進国株式：MSCI ワールド・インデックス（米ドルベース）
MSCIインデックスは、MSCIインクが公表している株式を対象とした指数であり、その著作権等の知的財産権その他一切の権利は、同社に帰属します。

左記のデータは過去のものであり、将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

株式時価総額対GDP比



(出所)ブルームバーグおよびIMF World Economic Outlook Database, April 2010の2009年GDP予測データに基づきアイエヌジー投信が作成
株式時価総額は2010年6月末時点

<ご参考>インドネシア株式市場について

- ・ 上場企業数 402社
- ・ 時価総額 約2,400兆ルピア（約23.5兆円*）

<インドネシア株式市場業種別配分>



(出所) Indonesia Stock Exchange IDX Monthly Statistics 2010年6月末現在

*100ルピア=0.98円で円換算

上記は、参考情報であり、いかなる有価証券等の売買の勧誘を目的としたものでもなく、一般的または特定の投資助言を意図するものではありません。

2 投資方針

(3) 運用体制(原交付目論見書 15 ページ)

(前略)

＜受託会社に対する管理体制＞(原交付目論見書 16 ページ)

＜訂正前＞

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務・IT 部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・リスクマネジメント部コンプライアンス・オフィサー宛に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

＜訂正後＞

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・リスクマネジメント部コンプライアンス・オフィサー宛に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

3 投資リスク

(2) リスク管理体制(原交付目論見書 22 ページ)

(前略)

＜訂正前＞

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票を日々チェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOならびにリスク管理部門により定期的にモニター
審査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスクマネジメント部が関係者に連絡し、必要に応じ <u>会議を開催</u>

＜訂正後＞

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票を日々チェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOならびにリスク管理部門により定期的にモニター
審査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスクマネジメント部が関係者に連絡し、必要に応じ <u>会議等を開催、また、電子メール等により周知</u>

5 運用状況(原交付目論見書 26 ページの記載が下記の内容に訂正されます。)

(1)投資状況

平成22年7月30日現在

資産の種類	国名 (地域)	時価(円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本		
ING・インドネシア株式マザーファンド受益証券		5,430,164,312	100.23
小計	—	5,430,164,312	100.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△12,263,863	△0.23
合計(純資産総額)	—	5,417,900,449	100.00

注:投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]親投資信託の投資状況

ING・インドネシア株式マザーファンド

平成22年7月30日現在

資産の種類	国名(地域)	時価(円)	投資比率(%)
有価証券			
株式	インドネシア	5,128,848,339	94.45
新株予約権証券	インドネシア	169,865	0.01
小計	—	5,129,018,204	94.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			
現金・預金・その他の資産	—	301,028,209	5.54
小計	—	301,028,209	5.54
合計(純資産総額)	—	5,430,046,413	100.00

注:投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄(平成 22 年 7 月 30 日現在)

イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価単価 円	簿価金額 円	評価単価 円	評価金額 円	投資比率 %
ING・インドネシア株式 マザーファンド	—	3,956,980,480	12,537	4,961,097,416	13,723	5,430,164,312	100.23

注: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ) 種類別構成比率

種類	評価金額(円貨)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	5,430,164,312	100.23
合計	5,430,164,312	100.23

注: 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の円貨における評価額比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔参考〕親投資信託の投資状況

ING・インドネシア株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄(平成 22 年 7 月 30 日現在)

イ) 主要投資銘柄(上位 30 銘柄)

種類	国名	銘柄名	通貨	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株式	インドネシア	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	IDR	自動車・自動車部品	991,500	356.57	353,548,442	516.95	512,555,925	9.44
株式	インドネシア	BANK CENTRAL ASIA PT	IDR	銀行	5,776,500	49.53	286,147,562	60.76	350,980,140	6.46
株式	インドネシア	TELEKOMUNIKASI TBK PT	IDR	電気通信サービス	4,211,500	87.03	366,546,134	80.85	340,499,775	6.27
株式	インドネシア	BANK MANDIRI TBK	IDR	銀行	4,993,500	45.54	227,411,454	59.29	296,064,615	5.45
株式	インドネシア	BANK RAKYAT INDONESIA	IDR	銀行	2,962,000	78.43	232,331,206	98.49	291,727,380	5.37
株式	インドネシア	UNILEVER INDONESIA TBK PT	IDR	家庭用品・パーソナル用品	1,555,500	114.60	178,262,166	168.07	261,432,885	4.81
株式	インドネシア	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	IDR	公益事業	6,500,500	36.99	240,506,160	39.69	258,004,845	4.75
株式	インドネシア	UNITED TRACTORS TBK PT	IDR	資本財	974,500	162.56	158,416,970	196.49	191,479,505	3.53
株式	インドネシア	ADARO ENERGY PT	IDR	エネルギー	9,278,000	17.96	166,700,916	20.09	186,395,020	3.43
株式	インドネシア	GUDANG GARAM TBK PT	IDR	食品・飲料・タバコ	539,000	229.07	123,471,556	343.98	185,405,220	3.41
株式	インドネシア	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	IDR	素材	1,040,000	127.55	132,660,598	165.13	171,735,200	3.16
株式	インドネシア	BANK NEGARA INDONESIA PT	IDR	銀行	5,080,500	20.81	105,726,595	30.13	153,100,867	2.82
株式	インドネシア	XL AXIATA TBK PT	IDR	電気通信サービス	3,178,000	37.92	120,511,829	46.55	147,935,900	2.72
株式	インドネシア	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	IDR	食品・飲料・タバコ	3,004,500	35.88	107,824,337	46.30	139,123,372	2.56
株式	インドネシア	SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	IDR	素材	1,478,000	73.94	109,284,798	90.65	133,980,700	2.47
株式	インドネシア	BANK DANAMON INDONESIA TBK	IDR	銀行	2,417,500	47.67	115,264,431	53.90	130,303,250	2.40
株式	インドネシア	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	IDR	エネルギー	332,000	319.59	106,106,672	370.44	122,986,080	2.26
株式	インドネシア	INTERNATIONAL NICKEL INDONESIA	IDR	素材	2,295,000	37.79	86,748,449	40.91	93,899,925	1.73
株式	インドネシア	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	IDR	運輸	3,504,000	19.34	67,793,396	25.48	89,281,920	1.64
株式	インドネシア	KALBE FARMA PT	IDR	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	3,569,500	16.54	59,048,789	24.01	85,703,695	1.58
株式	インドネシア	WIJAYA KARYA PT	IDR	資本財	15,114,500	4.54	68,747,823	5.58	84,429,597	1.55
株式	インドネシア	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	IDR	食品・飲料・タバコ	388,500	203.59	79,095,633	190.61	74,051,985	1.36
株式	インドネシア	HOLCIM INDONESIA TBK PT	IDR	素材	3,068,000	21.58	66,217,321	23.76	72,911,020	1.34
株式	インドネシア	BUMI SERPONG DAMAI PT	IDR	不動産	9,078,500	7.80	70,821,808	7.93	72,065,133	1.33
株式	インドネシア	BUMI RESOURCES TBK PT	IDR	エネルギー	3,983,000	24.32	96,880,898	16.85	67,137,448	1.24
株式	インドネシア	BANK PEMBANGUNAN DAERAH JAWA	IDR	銀行	4,674,500	10.87	50,844,222	12.15	56,804,524	1.05
株式	インドネシア	SUMMARECON AGUNG TBK PT	IDR	不動産	6,497,000	6.86	44,577,564	8.62	56,030,128	1.03
株式	インドネシア	BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	IDR	銀行	2,899,500	13.98	40,559,398	19.20	55,693,596	1.03
株式	インドネシア	HEXINDO ADIPERKASA TBK PT	IDR	資本財	908,000	44.65	40,546,003	58.31	52,945,480	0.98
株式	インドネシア	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	IDR	食品・飲料・タバコ	1,035,000	39.37	40,748,393	50.47	52,236,450	0.96

注 1: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

注 2: 評価額組入上位 30 銘柄について記載しています。

ロ) 業種(種類)別構成比率

業種(種類)	評価金額(円貨)	投資比率(%)
銀行	1,353,975,472	24.94
素材	553,102,935	10.19
電気通信サービス	538,328,455	9.91
自動車・自動車部品	512,555,925	9.44
食品・飲料・タバコ	500,260,068	9.21
エネルギー	414,807,638	7.64
資本財	328,854,582	6.06
家庭用品・パーソナル用品	261,432,885	4.82
公益事業	258,004,845	4.75
不動産	200,594,205	3.69
運輸	89,281,920	1.64
医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	85,703,695	1.58
小売	32,115,579	0.59
合計	5,129,018,204	94.46

注: 投資比率は、純資産総額に対する当該業種(種類)の円貨における評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの(平成 22 年 7 月 30 日現在)

種類	取引所等および 資産の名称	買建／売建	数量(枚)	簿価(円)	時価(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	市場外取引 ドル	買建	1,031,368.77	89,356,744	89,409,358	1.65
為替予約取引	市場外取引 インドネシアルピア	売建	280,280,000	2,746,744	2,746,744	0.05

注 1: 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

- (1) 基準日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
- (2) 基準日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の計算方法によっております。
 - ① 基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後の二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ② 基準日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近く発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

注 2: 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、基準日の対顧客直物売買相場の仲値で評価しております。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口あたり 純資産額 (円) (分配落)	1口あたり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	平成 22 年 6 月 7 日	3,947,471,077	4,291,992,571	1.1458	1.2458
	平成 21 年 11 月 末日	2,204,288,223	—	0.9999	—
	平成 21 年 12 月 末日	3,354,998,954	—	1.1217	—
	平成 22 年 1 月 末日	4,834,528,517	—	1.1398	—
	平成 22 年 2 月 末日	4,463,261,478	—	1.1032	—
	平成 22 年 3 月 末日	4,376,364,556	—	1.2801	—
	平成 22 年 4 月 末日	4,304,064,928	—	1.3573	—
	平成 22 年 5 月 末日	4,104,229,129	—	1.2123	—
	平成 22 年 6 月 末日	4,647,351,702	—	1.1809	—
	平成 22 年 7 月 末日	5,417,900,449	—	1.2594	—

② 分配の推移

期間		1 万口当たりの 分配金(円)
第 1 期	平成 21 年 11 月 30 日～平成 22 年 6 月 7 日	1,000 円

③ 収益率の推移

期間		収益率(%)
第 1 期	平成 21 年 11 月 30 日～平成 22 年 6 月 7 日	24.58

第2 財務ハイライト情報(原交付目論見書 30 ページの記載が下記の内容に訂正されます。)

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」(当該「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。)から抜粋して記載したものです。

ING・インドネシア株式ファンド

1 貸借対照表

(単位:円)

第1期計算期間末 (平成22年6月7日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	140,937,806
親投資信託受益証券	3,947,401,230
未収入金	308,300,000
未収利息	231
流動資産	4,396,639,267
資産	4,396,639,267
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	344,521,494
未払解約金	66,435,822
未払受託者報酬	1,564,197
未払委託者報酬	36,423,292
その他未払費用	223,385
流動負債	449,168,190
負債	449,168,190
純資産の部	
元本等	
元本	3,445,214,941
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	502,256,136
元本等合計	3,947,471,077
純資産	3,947,471,077
負債純資産	4,396,639,267

2 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

		第 1 期計算期間
		自 平成 21 年 11 月 30 日
		至 平成 22 年 6 月 7 日
営業収益		
受取利息		33,378
有価証券売買等損益		742,001,230
営業収益		742,034,608
営業費用		
受託者報酬		1,564,197
委託者報酬		36,423,292
その他費用		223,385
営業費用		38,210,874
営業利益		703,823,734
経常利益		703,823,734
当期純利益		703,823,734
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		490,785,476
期首剰余金又は期首欠損金(△)		—
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,096,514,376
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		1,096,514,376
剰余金減少額又は欠損金増加額		462,775,004
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		462,775,004
分配金		344,521,494
期末剰余金又は期末欠損金(△)		502,256,136

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第 1 期計算期間 自 平成 21 年 11 月 30 日 至 平成 22 年 6 月 7 日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの計算期間は、平成 21 年 11 月 30 日(設定日)から平成 22 年 6 月 7 日までとなっております。

ING・インドネシア株式ファンド

追加型投信／海外／株式

請求目論見書(訂正事項分)

2010 年 9 月 7 日

- 「ING・インドネシア株式ファンド」の受益権の募集については、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 10 月 23 日に関東財務局に提出し、平成 21 年 11 月 8 日にその効力が発生しております。また、同法 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 21 年 12 月 25 日、平成 22 年 1 月 29 日、平成 22 年 4 月 16 日、平成 22 年 5 月 18 日、平成 22 年 5 月 24 日、平成 22 年 6 月 11 日および平成 22 年 9 月 7 日に関東財務局に提出しております。
- 「ING・インドネシア株式ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きによるほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

アイエヌジー投信株式会社

1 目論見書の訂正理由

平成 22 年 9 月 7 日に有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。それに伴い、「ING・インドネシア株式ファンド」の請求目論見書(2009. 11) (以下、「原請求目論見書」といいます。)に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。原請求目論見書の該当箇所を以下の通りお読み替えてください。

2 訂正の内容

原請求目論見書について、それぞれ下記事項と同一内容に原請求目論見書が訂正されます。

ファンドの詳細情報

第 4 ファンドの経理状況(原請求目論見書 6 ページの記載が下記の内容に訂正されます。)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) (以下「財務諸表等規則」という)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) (以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第 1 期計算期間(平成 21 年 11 月 30 日から平成 22 年 6 月 7 日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年8月10日

アイエヌジー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩部俊夫



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているING・インドネシア株式ファンドの平成21年11月30日から平成22年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ING・インドネシア株式ファンドの平成22年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アイエヌジー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

ING・インドネシア株式ファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

第 1 期計算期間末 (平成 22 年 6 月 7 日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	140,937,806
親投資信託受益証券	3,947,401,230
未収入金	308,300,000
未収利息	231
流動資産	4,396,639,267
資産	4,396,639,267
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	344,521,494
未払解約金	66,435,822
未払受託者報酬	1,564,197
未払委託者報酬	36,423,292
その他未払費用	223,385
流動負債	449,168,190
負債	449,168,190
純資産の部	
元本等	
元本	3,445,214,941
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	502,256,136
元本等合計	3,947,471,077
純資産	3,947,471,077
負債純資産	4,396,639,267

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

第 1 期計算期間	
自 平成 21 年 11 月 30 日	
至 平成 22 年 6 月 7 日	
営業収益	
受取利息	33,378
有価証券売買等損益	742,001,230
営業収益	742,034,608
営業費用	
受託者報酬	1,564,197
委託者報酬	36,423,292
その他費用	223,385
営業費用	38,210,874
営業利益	703,823,734
経常利益	703,823,734
当期純利益	703,823,734
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	490,785,476
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,096,514,376
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	1,096,514,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	462,775,004
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	462,775,004
分配金	344,521,494
期末剰余金又は期末欠損金(△)	502,256,136

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第 1 期計算期間
		自 平成 21 年 11 月 30 日 至 平成 22 年 6 月 7 日
1.運用資産の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他		当ファンドの計算期間は、平成 21 年 11 月 30 日(設定日)から平成 22 年 6 月 7 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期計算期間末 (平成 22 年 6 月 7 日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	3,445,214,941 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.1458 円
(10,000 口当たり純資産額)	11,458 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期計算期間 自 平成21年11月30日 至 平成22年 6月 7日		
1. 当ファンドの主要投資対象である、ING・インドネシア株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用 支払金額 8,890,238円		
2. 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額846,777,630円(10,000口当たり2,457円)のうち344,521,494円(10,000口当たり1,000円)を分配金額としております。		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,619,305 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	201,418,953 円
収益調整金額	C	633,739,372 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	846,777,630 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,445,214,941 口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F ×10,000	2,457 円
10,000口当たりの分配額	H	1,000 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	344,521,494 円

(金融商品に関する注記)

第1期計算期間(自 平成21年11月30日 至 平成22年6月7日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドは、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。

保有する有価証券の内容については(3)注記表の(その他の注記)2. 有価証券関係に記載されております。

これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス・リスクマネジメント部及びCIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

① 市場リスクの管理

価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと

想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。

② 信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

① 親投資信託受益証券

(3) 注記表の(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期計算期間 自 平成21年 11月 30日 至 平成22年 6月 7日	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1期計算期間 自 平成21年 11月 30日 至 平成22年 6月 7日	
期首元本額(設定日)	-円
期中追加設定元本額	7,907,995,197円
期中一部解約元本額	4,462,780,256円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第1期計算期間(自 平成21年11月30日 至 平成22年6月7日)

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	454,652,922
合 計	454,652,922

3. デリバティブ取引関係

第1期計算期間(自 平成21年11月30日 至 平成22年6月7日)

該当事項はありません。

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(平成22年6月7日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額
親投資信託 受益証券	日本円	ING・インドネシア株式マザーファンド	3,168,313,051	3,947,401,230
	合計		3,168,313,051	3,947,401,230

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ING・インドネシア株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ING・インドネシア株式マザーファンド

(1) 資産・負債の状況

(単位:円)

科目	対象年月日	(平成22年6月7日現在)
	金額	
資産の部		
流動資産		
預金		360,103,208
コール・ローン		70,838,402
株式		3,730,438,428
新株予約権証券		211,199
派生商品評価勘定		862,750
未収入金		84,633,996
未収配当金		8,623,219
未収利息		116
流動資産合計		4,255,711,318
資産合計		4,255,711,318
負債の部		
流動負債		
未払解約金		308,300,000
流動負債合計		308,300,000
負債合計		308,300,000
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		3,168,313,051
剰余金		
期末剰余金		779,098,267
純資産合計		3,947,411,318
負債・純資産合計		4,255,711,318

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間 自 平成 21 年 11 月 30 日 至 平成 22 年 6 月 7 日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式及び新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券については、その最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 原則として、配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成22年6月7日現在)	
1.子ファンドの期首	平成21年11月30日
期首元本額	- 円
対象期間中の追加設定元本額	5,054,067,626 円
対象期間中の一部解約元本額	1,885,754,575 円
期末元本額	3,168,313,051 円
平成22年6月7日現在の元本の内訳※ ING・インドネシア株式ファンド	3,168,313,051 円
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2459 円
(1万口当たり純資産額)	12,459円)

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

別紙

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

①デリバティブ取引(平成22年6月7日現在)

該当事項はありません。

②為替予約取引(平成22年6月7日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	319,782,750	—	318,920,000	862,750
	合計	319,782,750	—	318,920,000	862,750

(注)時価の算定方法

為替予約取引

(1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

有価証券明細表
(株式以外の有価証券)
(平成 22 年 6 月 7 日現在)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額
株式	インドネシアルピア	ADARO ENERGY PT	7,603,500	1,940.00	14,750,790,000.00
		BUMI RESOURCES TBK PT	4,809,000	1,860.00	8,944,740,000.00
		INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	225,000	35,150.00	7,908,750,000.00
		MEDCO ENERGI INTERNASIONAL	981,500	3,050.00	2,993,575,000.00
		TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	563,000	17,100.00	9,627,300,000.00
		ANEKA TAMBANG TBK PT	2,212,000	1,950.00	4,313,400,000.00
		INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	833,500	15,600.00	13,002,600,000.00
		INTERNATIONAL NICKEL INDONESIA	1,869,500	3,825.00	7,150,837,500.00
		SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	1,478,000	8,350.00	12,341,300,000.00
		TIMAH TBK PT	1,386,500	2,275.00	3,154,287,500.00
		HEXINDO ADIPERKASA TBK PT	660,500	4,550.00	3,005,275,000.00
		UNITED TRACTORS TBK PT	725,000	18,150.00	13,158,750,000.00
		WIJAYA KARYA PT	6,604,500	345.00	2,278,552,500.00
		JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	2,119,000	2,025.00	4,290,975,000.00
		ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	770,500	44,950.00	34,633,975,000.00
		ACE HARDWARE INDONESIA	314,000	1,720.00	540,080,000.00
		RAMAYANA LESTARI SENTOSA PT	1,319,500	780.00	1,029,210,000.00
		BAKRIE SUMATERA PLANTATIO PT	3,500,000	380.00	1,330,000,000.00
		GUDANG GARAM TBK PT	400,500	31,050.00	12,435,525,000.00
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	1,456,000	3,650.00	5,314,400,000.00
		PP LONDON SUMATRA INDONES PT	447,500	8,600.00	3,848,500,000.00
		UNILEVER INDONESIA TBK PT	1,620,000	16,250.00	26,325,000,000.00
		KALBE FARMA PT	3,569,500	1,890.00	6,746,355,000.00
		BANK CENTRAL ASIA PT	4,877,500	5,650.00	27,557,875,000.00
		BANK DANAMON INDONESIA TBK	1,587,000	5,200.00	8,252,400,000.00
		BANK MANDIRI TBK	4,549,000	5,550.00	25,246,950,000.00
		BANK NEGARA INDONESIA PT	4,523,500	2,450.00	11,082,575,000.00
		BANK PAN INDONESIA TBK PT	5,620,000	1,100.00	6,182,000,000.00
		BANK RAKYAT INDONESIA	2,485,500	8,750.00	21,748,125,000.00
		BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	2,899,500	1,380.00	4,001,310,000.00
		BAKRIELAND DEVELOPMENT PT	11,008,500	145.00	1,596,232,500.00
		BUMI SERPONG DAMAI PT	4,253,000	680.00	2,892,040,000.00
		CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	2,414,500	730.00	1,762,585,000.00
		CIPUTRA SURYA PT	4,666,500	590.00	2,753,235,000.00
		SUMMARECON AGUNG TBK PT	5,024,000	780.00	3,918,720,000.00
		INDOSAT TBK PT	1,039,000	5,050.00	5,246,950,000.00
		TELEKOMUNIKASI TBK PT	3,786,500	7,900.00	29,913,350,000.00
		XL AXIATA TBK PT	1,743,000	3,750.00	6,536,250,000.00
		PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	4,902,500	3,875.00	18,997,187,500.00
	小計				376,811,962,500.00 (3,730,438,428)
		銘柄数 :	39		
		組入時価比率 :	94.5%		100.0%
	合計				3,730,438,428 (3,730,438,428)

(注) 通貨種類ごとの小計欄の()内は邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

2 ファンドの現況

純資産額計算書(平成 22 年 7 月 30 日)

I 資産総額	5,465,371,592 円
II 負債総額	47,471,143 円
III 純資産総額 (I - II)	5,417,900,449 円
IV 発行済数量(口)	4,301,854,974 口
V 1 単位当たり純資産総額 (III/IV)	1.2594 円

(参考)

「ING・インドネシア株式マザーファンド」の純資産額計算書

I 資産総額	5,609,361,483 円
II 負債総額	179,315,070 円
III 純資産総額 (I - II)	5,430,046,413 円
IV 発行済数量(口)	3,956,980,480 口
V 1 単位当たり純資産総額 (III/IV)	1.3723 円

第 5 設定及び解約の実績(原請求目論見書 6 ページの記載が下記の内容に訂正されます。)

期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第 1 期	平成 21 年 11 月 30 日～平成 22 年 6 月 7 日	7,907,995,197	4,462,780,256

注:第 1 期の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

